

《情報工学研究科》

設置の趣旨等を記載した書類

資料目次

資料1	富山県立大学データサイエンス人材育成に係る有識者会議報告書・・・	p. 2
資料2	養成する人材像と3つのポリシーの相関図・・・・・・・・・・	p. 25
資料3	データサイエンス専攻のカリキュラムマップ・・・・・・・・・・	p. 29
資料4	情報システム工学専攻のカリキュラムマップ・・・・・・・・・・	p. 30
資料5	知能ロボット工学専攻のカリキュラムマップ・・・・・・・・・・	p. 31
資料6	情報工学専攻のカリキュラムマップ・・・・・・・・・・	p. 32
資料7	データサイエンス専攻の履修モデル・・・・・・・・・・	p. 33
資料8	情報システム工学専攻の履修モデル・・・・・・・・・・	p. 35
資料9	知能ロボット工学専攻の履修モデル・・・・・・・・・・	p. 36
資料10	情報工学専攻の履修モデル・・・・・・・・・・	p. 37
資料11	研究指導のスケジュール表・・・・・・・・・・	p. 38
資料12	富山県立大学研究倫理委員会規程・・・・・・・・・・	p. 42
資料13	富山県立大学「人を対象とする研究」倫理審査規程・・・・・・・・	p. 45
資料14	基礎となる学部（又は博士前期課程）との関係図・・・・・・・・	p. 48
資料15	公立大学法人富山県立大学教職員就業規則・・・・・・・・・・	p. 49
資料16	公立大学法人富山県立大学研究倫理基準・・・・・・・・・・	p. 69
資料17	公立大学法人富山県立大学研究活動行動規範・・・・・・・・・・	p. 76
資料18	射水キャンパス時間割表・・・・・・・・・・	p. 79
資料19	学術雑誌・・・・・・・・・・	p. 82
資料20	富山県立大学教育研究審議会規程・・・・・・・・・・	p. 84
資料21	富山県立大学大学院工学研究科教務委員会規程・・・・・・・・・・	p. 86
資料22	富山県立大学大学院工学研究科入試・学生募集委員会規程・・・・	p. 88
資料23	富山県立大学学生委員会規程・・・・・・・・・・	p. 90

デジタル新時代のとやまを創造する富山県立大学 ～ データサイエンス人材の育成と産学官連携の充実 ～

＜データサイエンス人材育成の取組みの方向性に関する意見＞

2022(令和4)年8月23日

富山県立大学におけるデータサイエンス人材育成に係る有識者会議

目 次

- 1 はじめに
- 2 データサイエンス人材が求められる社会的背景
- 3 国におけるデジタル人材の育成に関する取組み
- 4 全国及び県内大学等におけるデータサイエンス人材育成の取組み
- 5 富山県立大学の概況と主な取組み
 - (1) 学部学科の改組と入学定員の拡充
 - (2) 社会・地域貢献
 - (3) DX・データサイエンス教育
 - (4) 学生の状況
 - (5) 就職・進学状況
- 6 県内企業等の声（富山県立大学研究協力会会員企業アンケート結果より）
- 7 県内高等学校の声（県内高校進路指導担当教員アンケート結果より）
- 8 先進校の状況（滋賀大学データサイエンス学部）
 - (1) 概要及び企業等との連携
 - (2) 入学者及び進路の状況
- 9 データサイエンス人材育成の取組みに関する意見
 - (1) 育てるべき人材像
 - (2) 教育組織の方向性
 - (3) 入学定員
 - (4) 教育課程の方向性
 - (5) 学修環境の充実等
- 10 おわりに

1 はじめに

世界的にデジタル化が急速に進展するなか、膨大なビッグデータを収集・分析し、モデル化や予測するなど社会やビジネスの課題解決策を導き出すデータサイエンス人材の育成が喫緊の課題となっている。

国内では、近年、全国の大学においてデータサイエンスに関する専門教育を行う学際的な学部等の設置が進むなど教育体制の充実が図られている。

富山県立大学は、1990（平成2）年の開学以来、「学生を大事にする大学」「地域社会に貢献し、世界に発信する大学」として、教育・研究・社会貢献の相乗効果により、多くの人材を地域へ輩出している。そして、2015（平成27）年の公立大学法人化を契機として、地域や産業界のさらなるニーズに応えるため、工学部に、医薬品工学科や知能ロボット工学科を設置するとともに、看護学部の開設等により収容定員を拡充するなど、現在もさらなる発展を続けている。

また、2022（令和4）年4月には、デジタル化の急速な進展やビッグデータ等の氾濫などの時代の急速な変化に対応すべく、社会実装に対応するDX教育研究センターの供用を開始し、次世代の新たな価値を生み出す多様な人材の育成等の取組みが進められている。

こうしたなか、富山県においては、本年2月に、真の幸せ「ウェルビーイング」の向上を中心に据えた「富山県成長戦略」を策定し、新産業戦略を柱の一つとして掲げられたところである。富山県では、企業における生産性の向上や、商品・サービスの高付加価値化に向けてDX（デジタル変革）を推進しており、その担い手として、データサイエンスの専門教育を修めた人材の育成が今後の重要な課題と捉えている。

この意見書では、こうした国内外の状況等を踏まえ、富山県立大学が、地域や産業界にさらに貢献できるデータサイエンス人材の育成に取り組むにあたり、その方向性等について幅広く検討し、とりまとめたものである。

2 データサイエンス人材が求められる社会的背景

○データサイエンス人材（先端IT人材、A I 人材 を含む）は、毎年数万人規模で不足すると推測される。
○その需要は、今後さらに高まると予測される。

先端IT人材不足数
A I 人材不足数

2018年：約2万人 → 2030年：約55万人
2018年：約3万人 → 2030年：約12万人

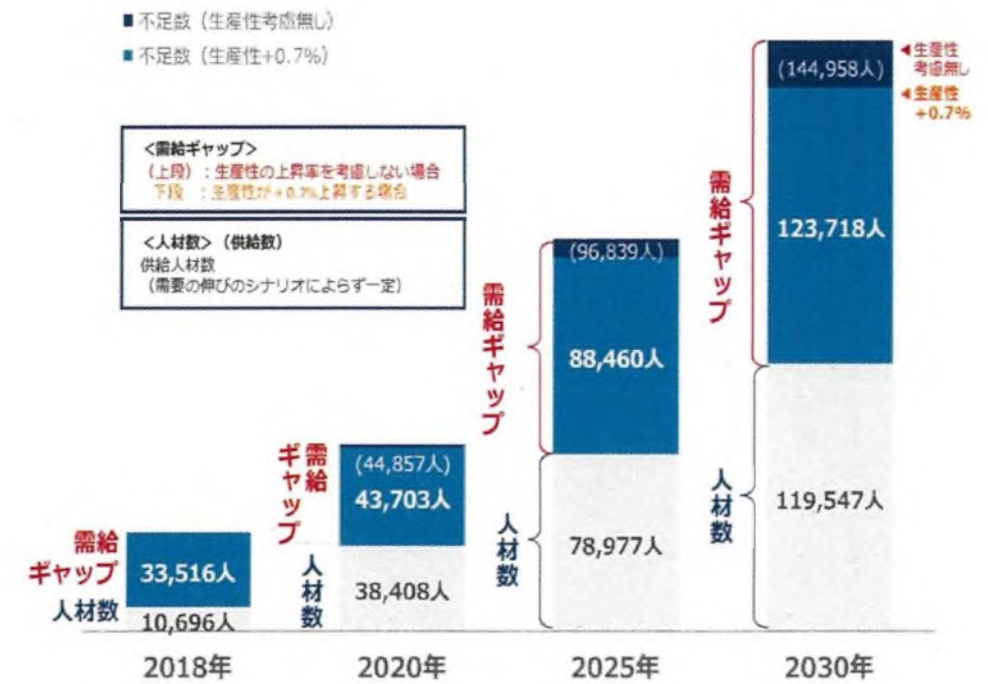
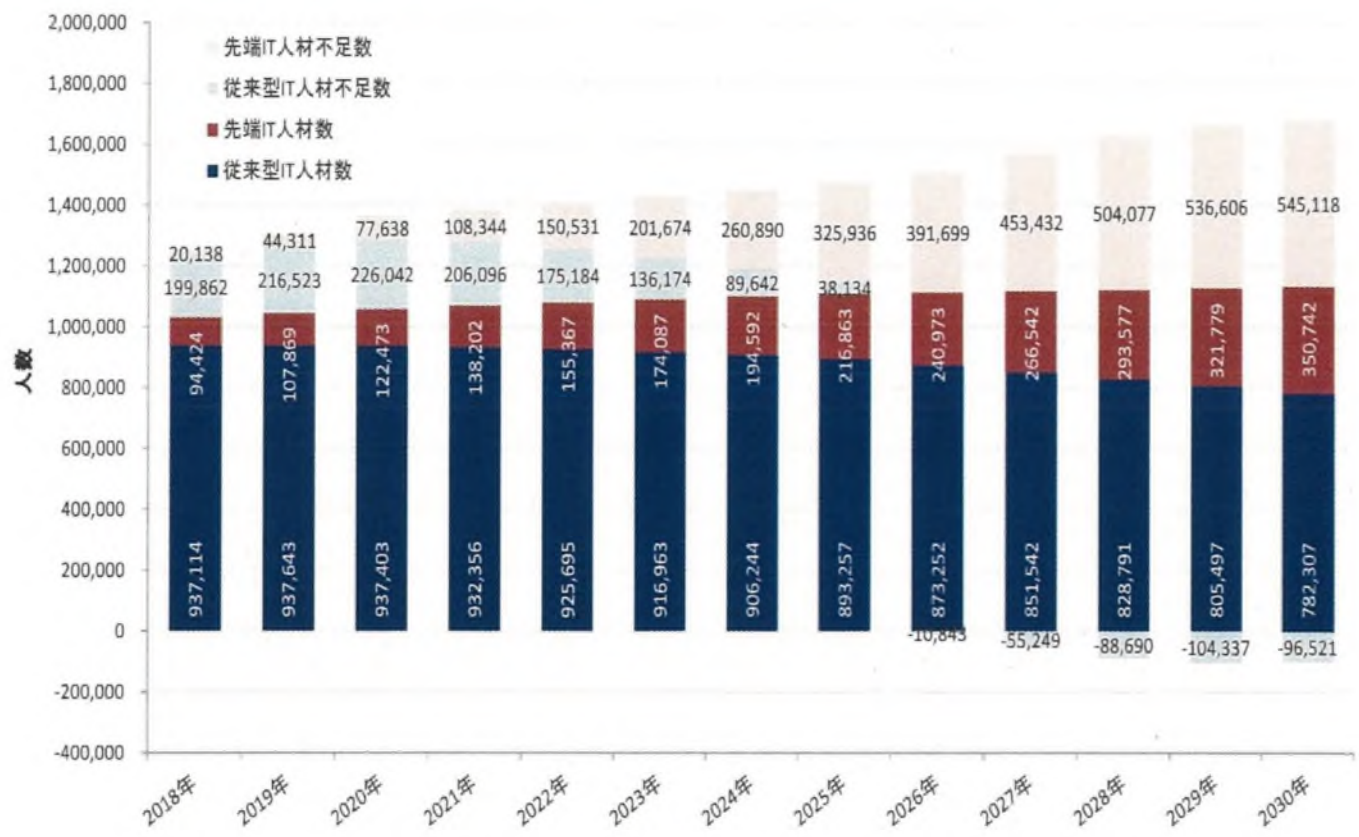
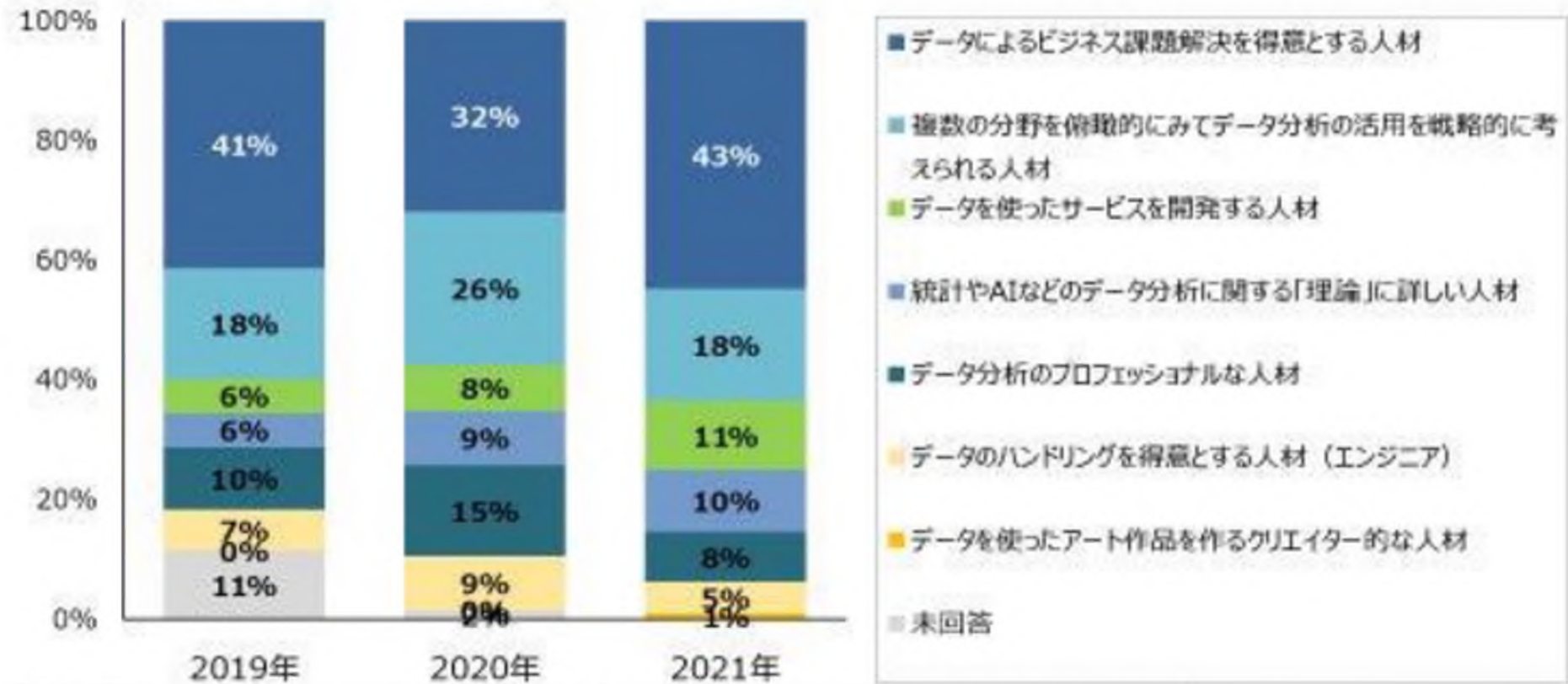


図 3-23 IT 需要の伸び「中位」、生産性上昇率「0.7%」（Re スキル率：1.0%）

図 4-5 AI 人材全体の需給についての試算結果①

(AI 需要の伸び「平均」、生産性上昇率「0.0%」「0.7%」)

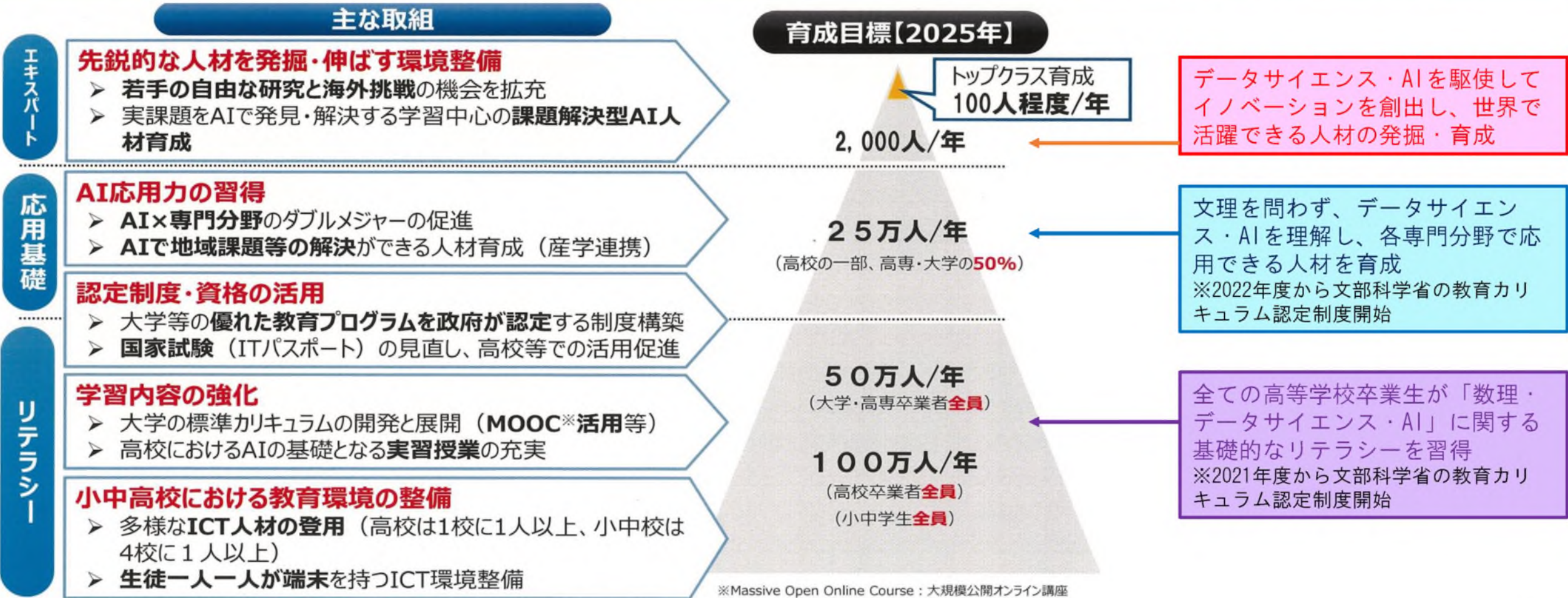
採用・育成したいDSの人材像としては、ビジネス課題解決人材が最も多く43%、サービス開発人材のニーズも拡大



今後3年間で、データサイエンティストを1人以上増員予定の企業(2019 n=88, 2020 n=66, 2021 n=83)

3 国におけるデジタル人材の育成に関する取組み

- 国は「AI戦略2019」において、2025年を目標に「エキスパート」、「応用基礎」、「リテラシー」の各レベルのデジタル人材育成の強化を掲げている。
- 文部科学省は、大学における数理及びデータサイエンス教育を強化するため、その拠点校等を選定するとともに、その教育カリキュラムを「応用基礎」、「リテラシー」の各レベルに相当することを認定する取組みを実施



4 全国及び県内大学等におけるデータサイエンス人材育成の取組み

- 全国の大学では、近年、データサイエンスの専門教育を行う学際的な学部等の設置が相次いでおり、データサイエンス人材を育成する教育体制の構築が急速に進んでいる。
- 富山県内の大学等の高等教育機関においても、全学部生を対象として数理・データサイエンス教育を必修修化するなどの取組みが進められている。

○データサイエンス学部等を設置する国公立大学（予定含む）

	大 学	学 部	学 科	入学定員	開設年度
国立	滋賀大学	データサイエンス学部	データサイエンス学科	100名	2017 (H29)
	一橋大学	ソーシャル・データサイエンス学部	ソーシャル・データサイエンス学科	60名	2023 (R5)
公立	横浜市立大学	データサイエンス学部	データサイエンス学科	60名	2018 (H30)
	兵庫県立大学	社会情報科学部	社会情報科学科	100名	2019 (H31)
	名古屋市立大学	データサイエンス学部	データサイエンス学科	80名	2023 (R5)

※私立においても、関東、東海、関西圏を中心に学部または学科の設置が進んでいる。

○県内大学等の主な取組み

「富山大学」

- ・全学部での数理・データサイエンス教育を必修修化
- ・金沢大及び福井大との単位互換
- ・大学院に持続可能社会創生学環「社会データサイエンスプログラム」を開設
- ・経済学部「社会データサイエンスコース」を設置

「富山国際大学」

- ・全学部生への数理・データサイエンス教育を必修修化

「富山高等専門学校」

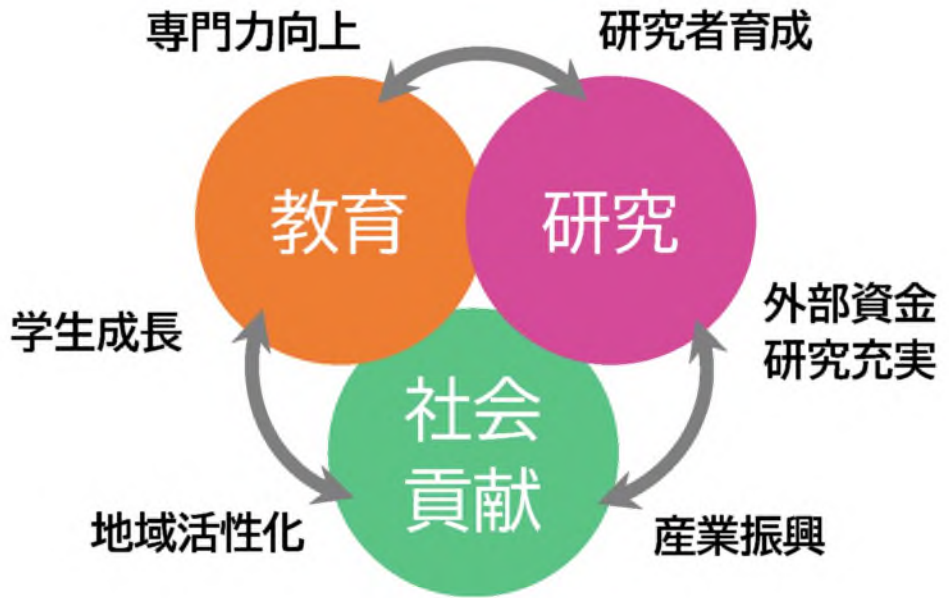
- ・全学生への数理・データサイエンス教育を必修修化

5 富山県立大学の概況と主な取組み — (1) 学部学科の改組と入学定員の拡充

○富山県立大学では、1990（平成2）年の開学以来、工学部を中心に教育・研究・社会貢献の3使命を実践して相乗の成果をあげ、多くの優秀な人材を育成し、県内をはじめとする多くの企業等へ輩出してきた。

○2015（平成27）年の公立大学法人化後は、工学部の学科及び入学定員の拡充に加え、看護学部を設置し、常に地域社会のニーズに応えられる大学として発展し続けている。

教育・研究・社会貢献の3使命を
実践し相乗の成果をあげる



富山県立大学の拡充状況(法人化後)

	2015(平成27)年度(入学定員)	2022(令和4)年度(入学定員)
工 学 部	機械システム工学科 (50名)	機械システム工学科 (60名)
	知能デザイン工学科 (50名)	知能ロボット工学科 (70名)
	情報システム工学科 (50名)	電気電子工学科 (45名) 情報システム工学科 (70名)
	環境工学科 (40名)	環境・社会基盤工学科 (55名)
	生物工学科 (40名)	生物工学科 (40名)
		医薬品工学科 (35名)
	5学科(230名)	工学部 7学科 計(375名)
		看護学部 看護学科(120名)

5 富山県立大学の概況と主な取組み ― (2) 社会・地域貢献

- 地域連携センターを中心に、学内のシーズ発掘や産業界のニーズを把握し、産学官の共同研究を促進するとともに、民間への技術移転や産学官の交流を推進。
- 産学官連携コーディネーターによる企業訪問、来学者への相談対応等など企業ニーズを踏まえたさまざまなサポートを実施。

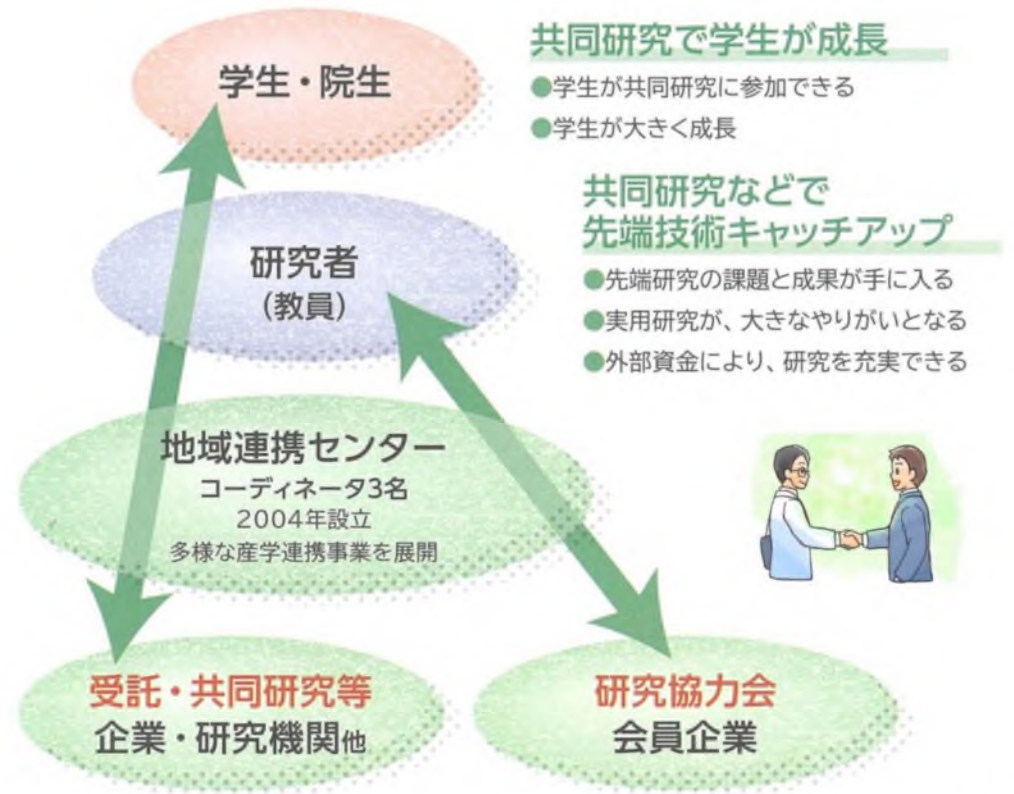
「受託、共同研究等の推進により、産業振興とともに先端研究や教育に成果」

- ・教員の先端研究の推進や、学生の教育の向上に大きな成果
- ・企業や研究機関、自治体やNPOなどを通じて社会に大きく貢献

○企業等との受託、共同研究等の状況

(件、千円)

年度	2019 (R元)		2020 (R 2)		2021 (R 3)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
受託研究	34	120,927	37	128,560	33	138,411
共同研究	68	79,065	75	81,294	87	105,150
奨励寄付金	128	145,745	123	112,270	95	94,446
科学研究費	94	152,800	109	177,204	130	178,350



※このほかに、学術相談料がある。

5 富山県立大学の概況と主な取組み — (3) DX・データサイエンス教育

- デジタルを活用して社会変革、社会実装をめざす産学官の連携教育拠点としてDX教育研究センターを整備・運営し、DX人材の育成や研究を推進。
- 全学部生に対するデータサイエンス教育（リテラシーレベル）の提供を準備。

○DX教育研究センター（2022(令和4)年4月供用開始）

- 1 教育
 - ・県内企業ニーズを踏まえたDX人材の育成
 - ・企業向けの社員教育・リカレント教育
- 2 研究
 - ・ものづくりのDX、医療、看護、ヘルスケア分野のDX、屋外フィールドにおけるDX
- 3 企業や自治体等が集い勉強会やワークショップ等を行うコワーキングスペースをオープン
- 4 VR、モーションキャプチャ、AIサーバー、学外研究所等との高速専用回線(100Gbps)等の先端設備を整備



(DX教育研究センター全景)



(コワーキングスペース)

○数理・データサイエンス学問分野の強化の取組み

- 1 全学部生に対するデータサイエンス教育（リテラシーレベル）として提供できるよう準備。
- 2 社会人向けリカレントセミナーにおいて、DXやIoTの導入支援のためのデータサイエンス分野に関する講座を実施。

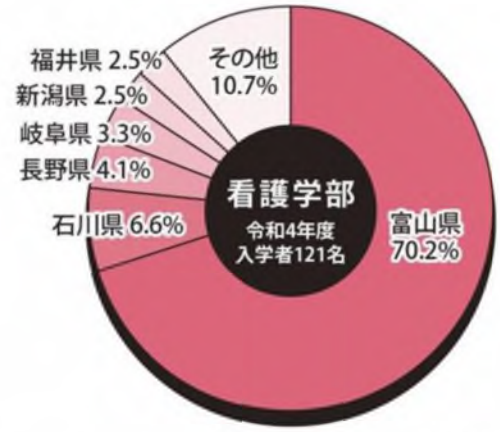
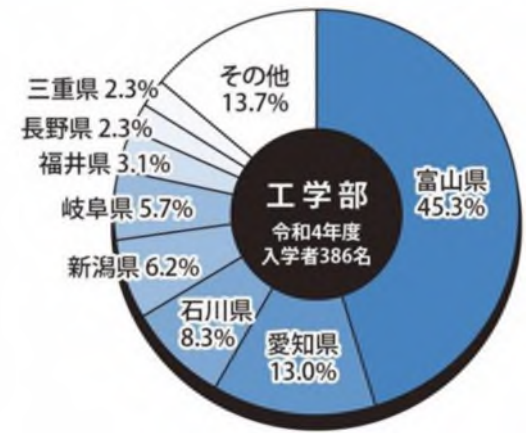
5 富山県立大学の概況と主な取組み — (4) 学生の状況

○入学者のうち、富山県内出身者が、工学部で5割近く、看護学部で約7割を占める。(2022年度)
(※学校推薦型選抜入試において、工学部8名(職業科対象)、看護学部48名の県内枠をそれぞれ設定。)

○学生数(2022(R4).5.1現在)

		入学定員	収容定員	現員
工学部	機械システム工学科	60	240	252
	知能ロボット工学科	70	250	279
	電子・情報工学科	—	80	88
	電気電子工学科	45	135	137
	情報システム工学科	70	160	167
	環境・社会基盤工学科	55	220	235
	生物工学科	40	160	172
	医薬品工学科	35	140	152
	計	375	1,385	1,482
看護学部	看護学科	120	480	480
大学院	博士前期課程	78	156	243
工学研究科	博士後期課程	10	34	22
	計	88	190	265
合計		583	2,055	2,227

○2022(R4)年度入学者の出身地域



(注)小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

5 富山県立大学の概況と主な取組み — (5) 就職・進学状況

○就職率は、毎年ほぼ100%を達成している。
○大学院への進学者は学部卒業生全体の3割を超える。 (※看護学部は2021年度時点で卒業生を輩出していない。)

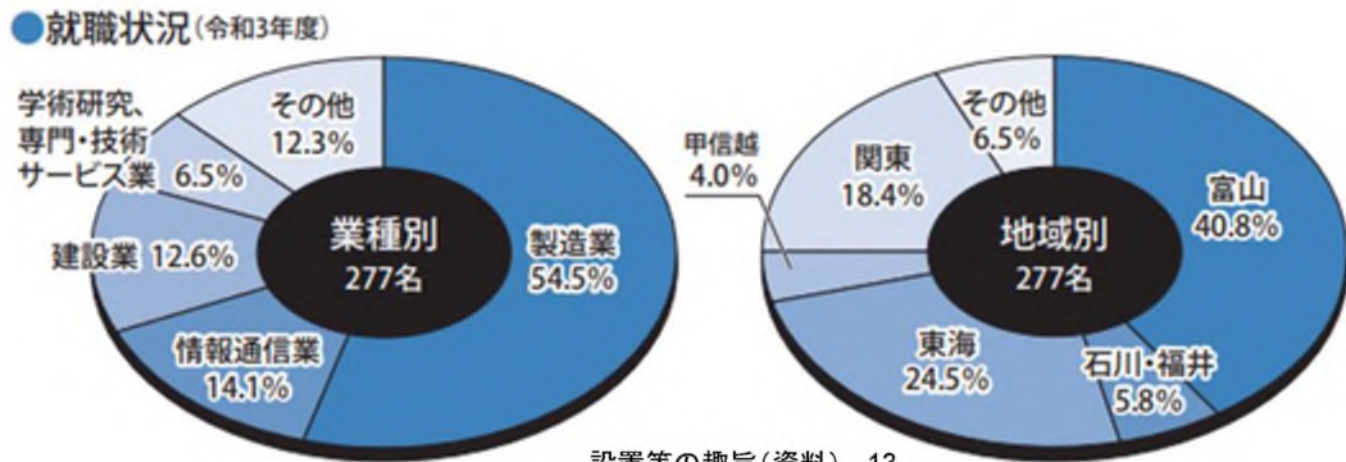
○工学部卒業生の就職・進学率推移

卒業年度	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)
就職率※1	100	100	100	100	99.3	100	97.7	99.0
進学率※2	37.0	32.0	35.4	30.4	33.6	33.3	35.4	37.7

就職率は毎年ほぼ100%

※1: 就職希望者に占める就職内定者の割合
※2: 学部卒業生全体に占める大学院等進学者の割合

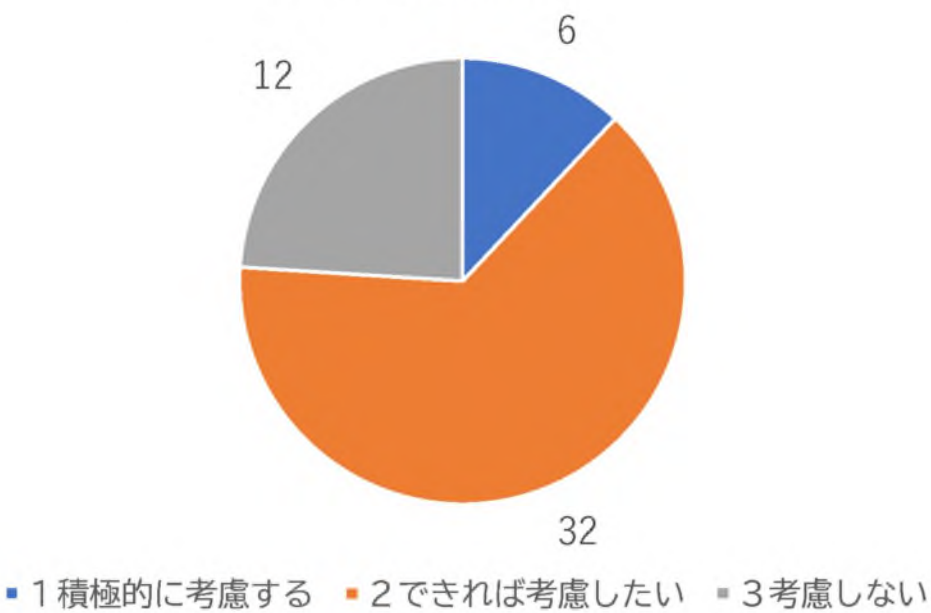
○工学部の就職状況



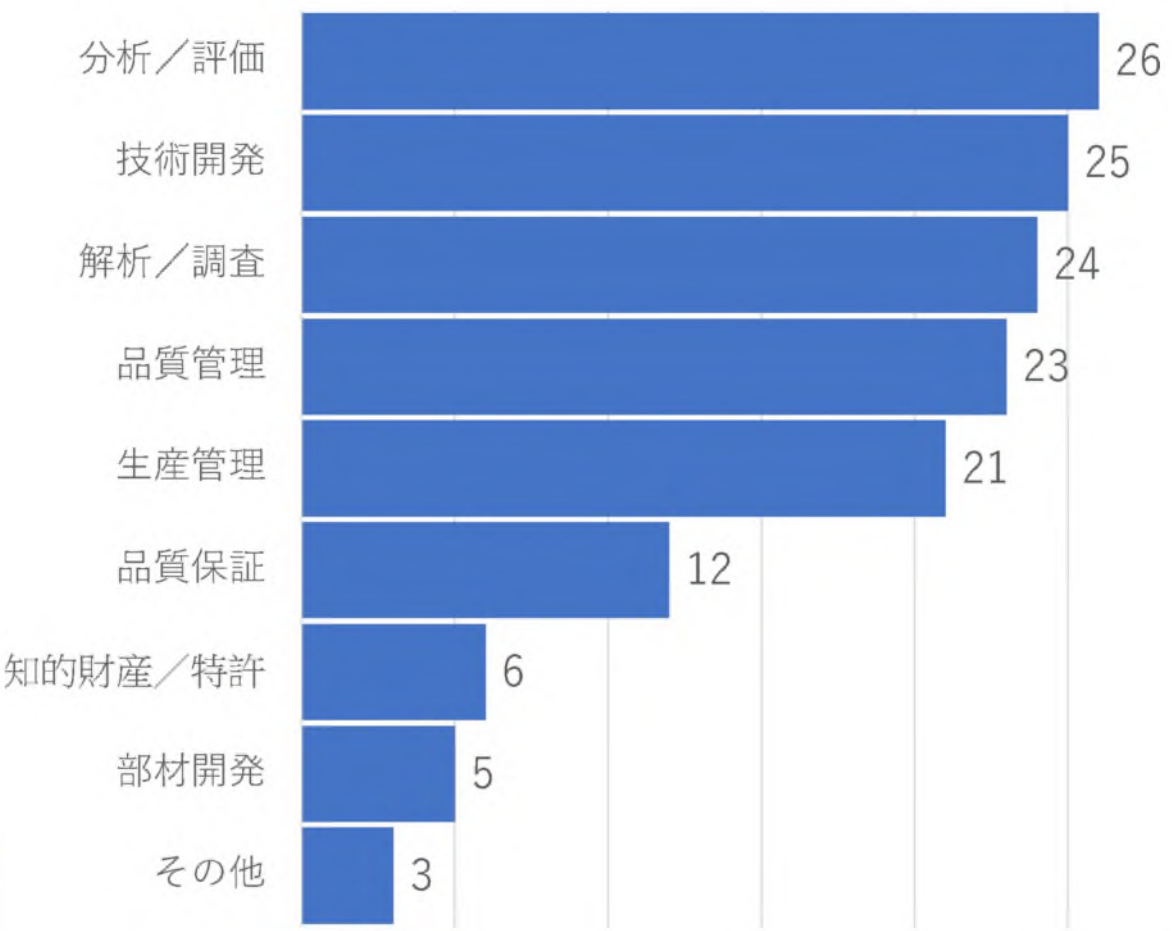
6 県内企業等の声（富山県立大学研究協力会会員企業アンケート結果より）

○76%の企業がデータサイエンスの素養のある学生を採用で考慮している。
○データサイエンスを学んだ学生には、幅広い業務での活躍が期待されている。

データサイエンティストの素養のある学生を
採用で考慮しますか



データサイエンティストが活用できると思われる業務内容

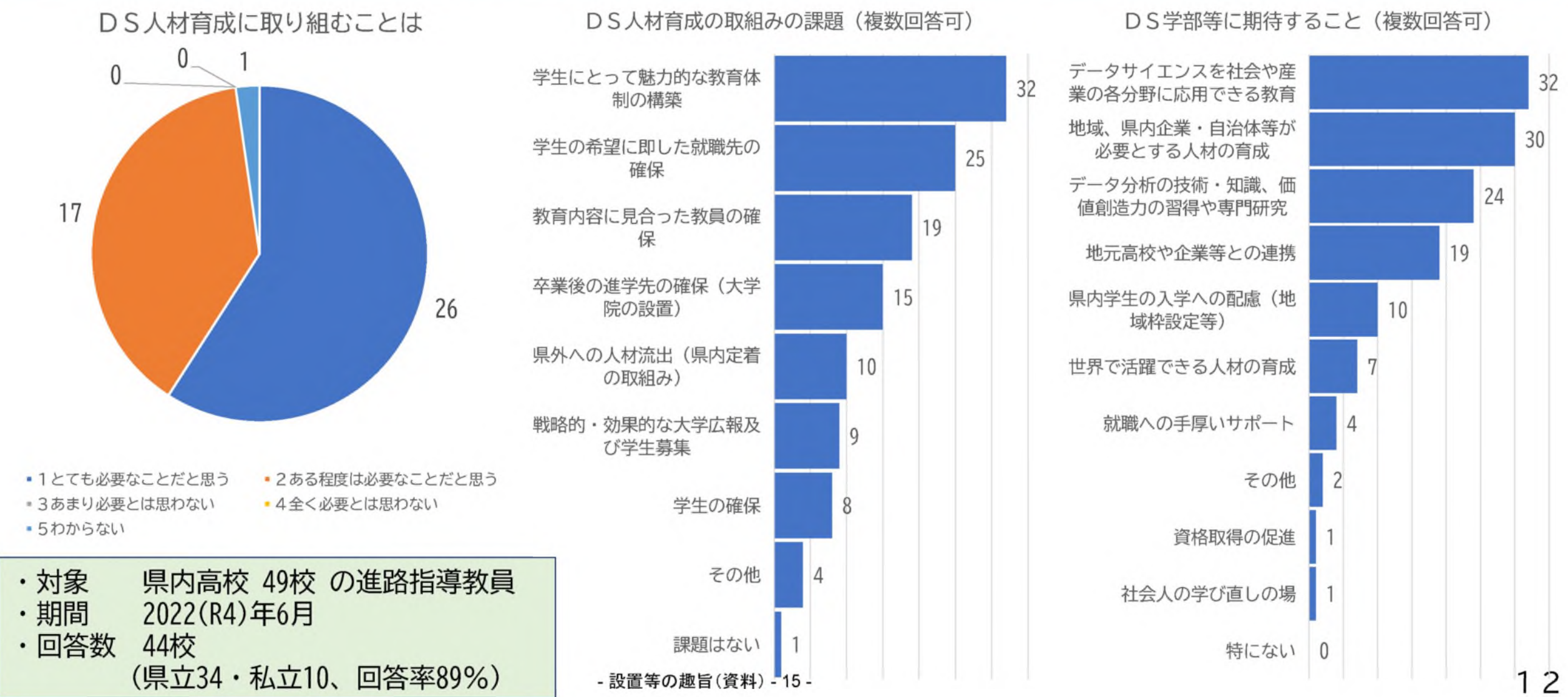


・調査対象 研究協力会会員企業 230社(法人220、個人10)
・調査期間 2021(R3)年4月～5月
・回答数 50社 (回答率22%)

※「その他」には、該当なし、あまり活用できると思わない、を含みます。11

7 県内高等学校の声（県内高校進路指導教員アンケート結果より）

○学生にとって魅力ある教育体制の構築や、学生の希望に即した進路指導が求められている。
○データ分析の知識、技術を身に付け、社会や産業の各分野で実践できる人材育成が期待されている。



8 先進校の状況（滋賀大学データサイエンス学部） — （１）概要及び企業等との連携

- 滋賀大学データサイエンス学部は、2017年に設置された日本初の統計系学部。
- 大学院で企業等から研究者等を受入れるなど、企業等との連携に力を入れている。

○学部の概要

- 1 名 称 滋賀大学データサイエンス学部
- 2 入学定員 データサイエンス学科 100名
- 3 教 員 数 設置時 15名
現 在 24名（※専任）
- 4 主な特徴
 - ・2017年設置。日本初の統計系学部。
 - ・設置に伴い既存学部の入学定員を100名減。
※経済（△90）、教育（△10）
- 5 参 考〔大学院関係〕
 - ・2019年に大学院を設置。
（入学定員：設置時20名、現在40名）
 - ・企業等の人材育成を支援。
 - ・学部生は概ね20名／年程度が進学。

○企業等との連携

- 1 データサイエンス教育研究センターの設置
 - ・企業、自治体等との協働研究拠点・窓口。
- 2 大学院における企業研究者等の育成支援
 - ・金融、製造、運輸、小売、官公庁等、多様な業種から受入れ。
※企業派遣入学者数
2019(H31)：19人、2020(R2)：15人
2021(R3)：14人、2022(R4)：17人
- 3 企業等の実務者を教員に採用
 - ・企業等の研究者を期限付きで採用しセンターに配属。
専ら共同研究等に従事。

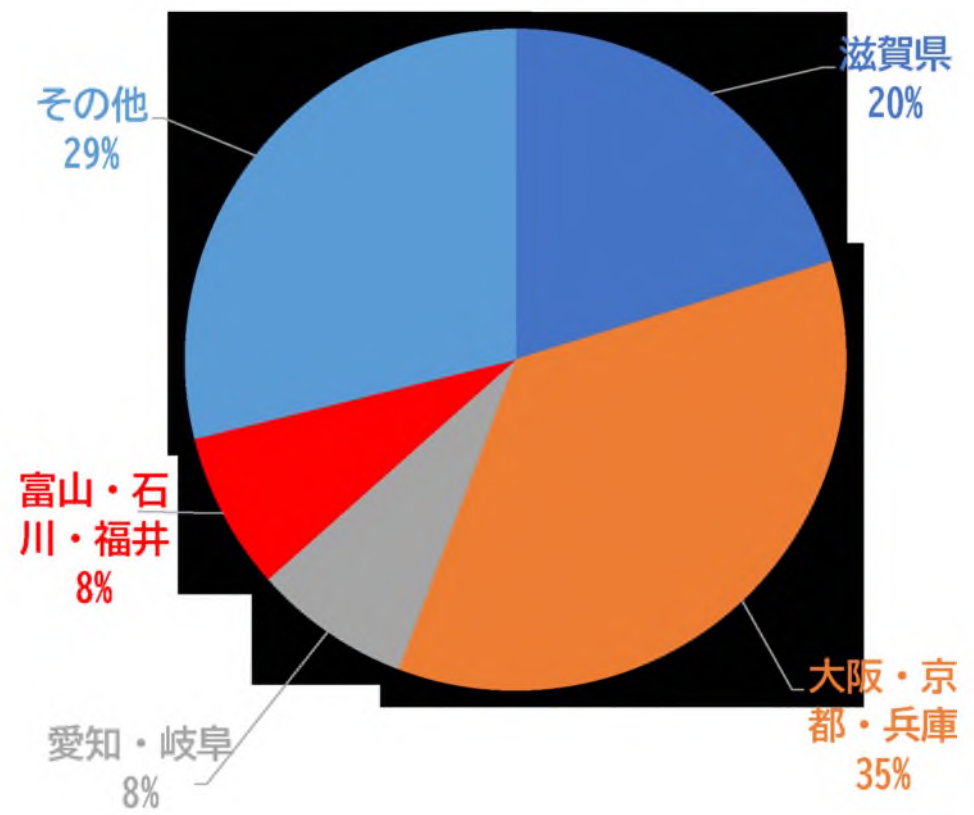
【具体的な協働内容】

- ・課題解決と人材育成を兼ねた共同研究・コンサル、企業人材の高度化
- ・企業からのデータや現場の提供、大学への講師派遣
- ・学生のインターンシップ受入れ

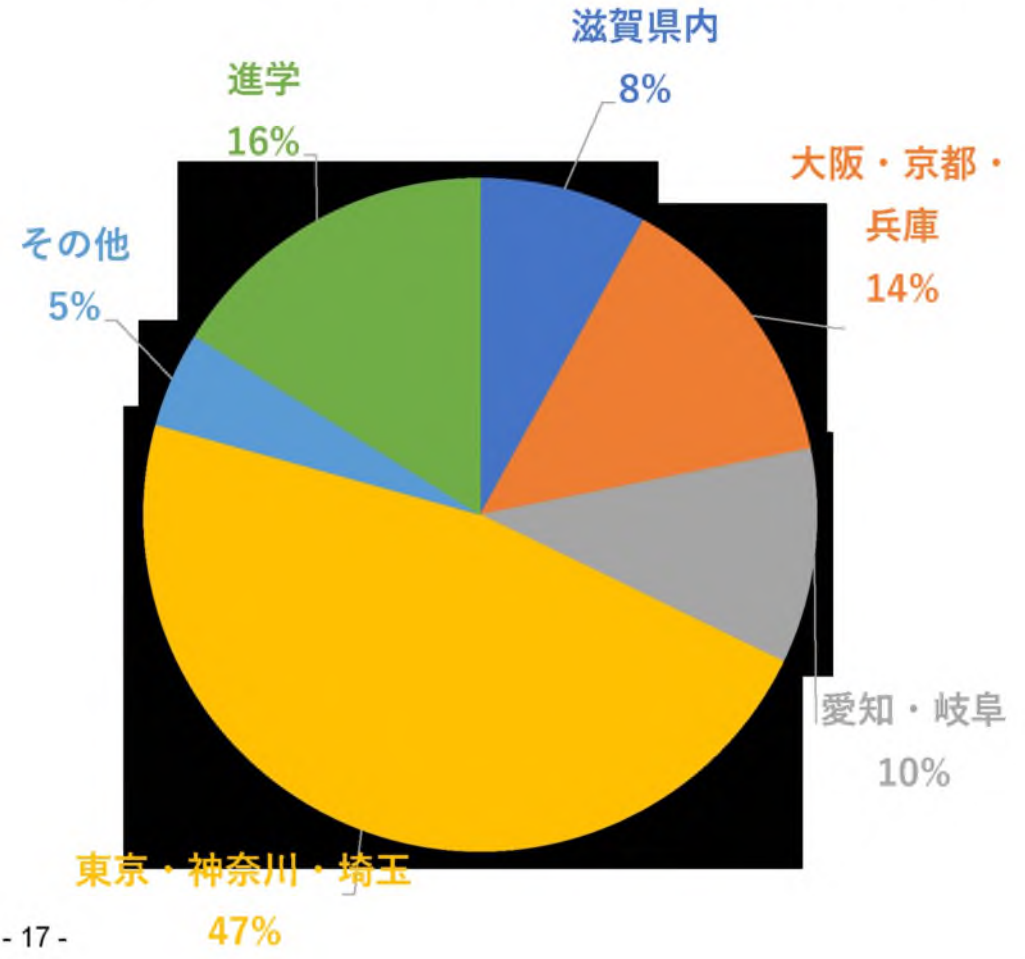
8 先進校の状況（滋賀大学データサイエンス学部） — （2）入学者及び進路の状況

- 毎年入学定員の3倍を超える志願者があり入学定員も確保できている。入学者のうち滋賀県出身者は約2割で、近畿・東海出身者で6割超を占める。
- 卒業生の約7割が大都市圏（首都圏、関西、東海）で就職。滋賀県内就職者は少ない。

2022(R4)入学者の出身地別状況（104名）



2021(R3)年度卒業生の就職等の状況（87名）

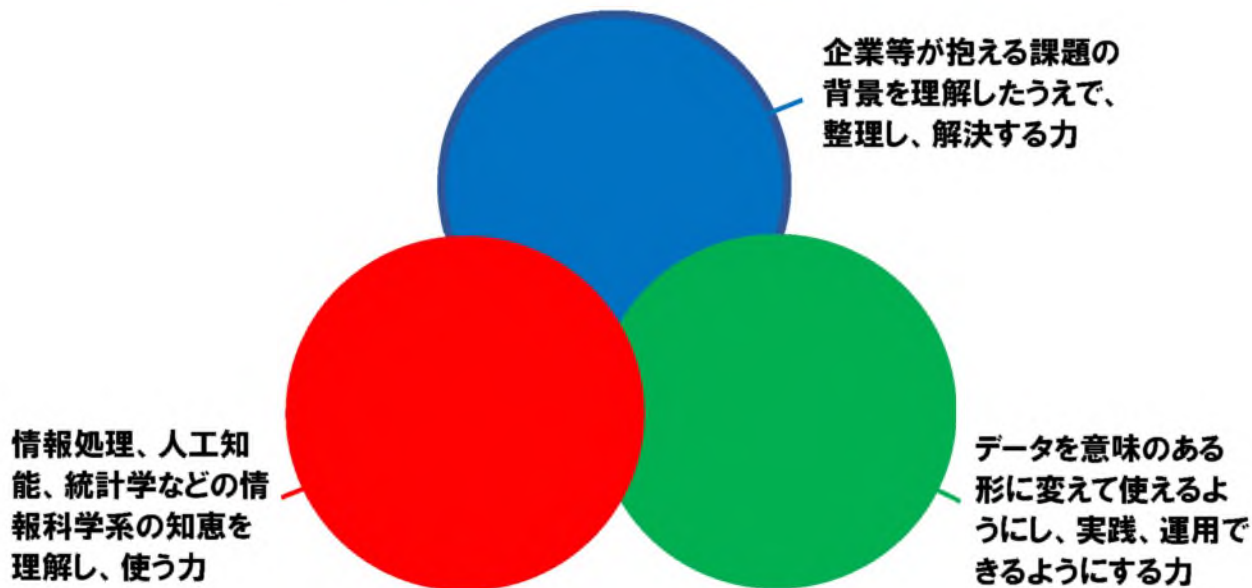


9 データサイエンス人材育成の取組みに関する意見 — (1) 育てるべき人材像

○富山県立大学では、開学以来、教育・研究・社会貢献の3使命を実践して相乗の成果をあげ、優秀な人材を育て、産業の活性化等を通じて社会発展の核として成長してきた。今後は、こうした工学部及び看護学部が培った知識、知見、ノウハウ等を最大限に活用し、数理・データサイエンスの力とそれを地域や産業の現場に応用できる力の双方を兼ね備えた、より高いレベルの人材育成を目指すべきである。

○こうした人材の育成には、(1) データ分析や対象のモデル化などの知識とともに、(2) 社会科学などの幅広い教養と価値創造の理論などを身につけ、さらに、(3) 実際に生きた現場を理解したうえで適切にモデル化することにより、企業等が抱える課題や悩みを解決する力(課題解決力)を醸成できる教育が求められる。また、企業等が求める人材と大学が育成する人材とのミスマッチが生じないように十分に連携すべきである。

○データサイエンス教育のイメージ



- 設置等の趣旨(資料) - 18 -

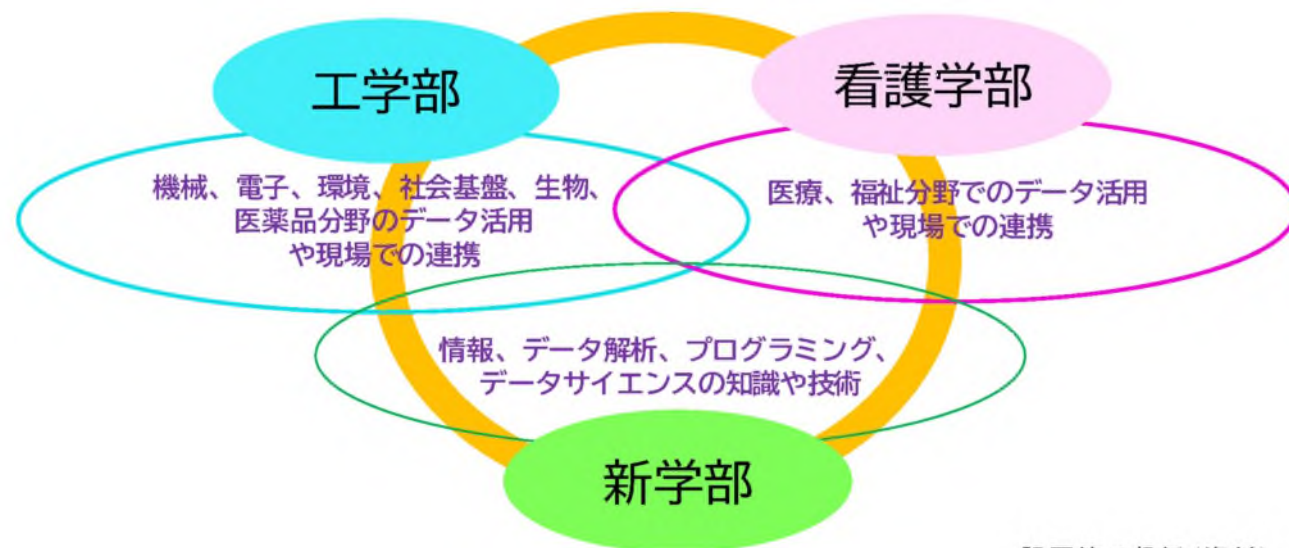
○求められるデータサイエンス人材像(例)

- ・自然科学、社会科学等のさまざまな分野への関心と知識をもち、行動力がある人材
- ・ビッグデータ等の膨大なデータから有為なデータを効果的に抽出・分析し、柔軟な発想により新たな価値を見いだせる人材
- ・企業や地域との相互連携、協働により、収集・分析するデータが生まれた現場を理解し、実践的な解決策を導きだせる人材
- ・多様な考え方を尊重し他者との良好な関係性を築きながらも、自らの考えを表現できる人材
- ・データサイエンスの技術や知識を活かして、人や地域社会、産業界に貢献しようとする人材

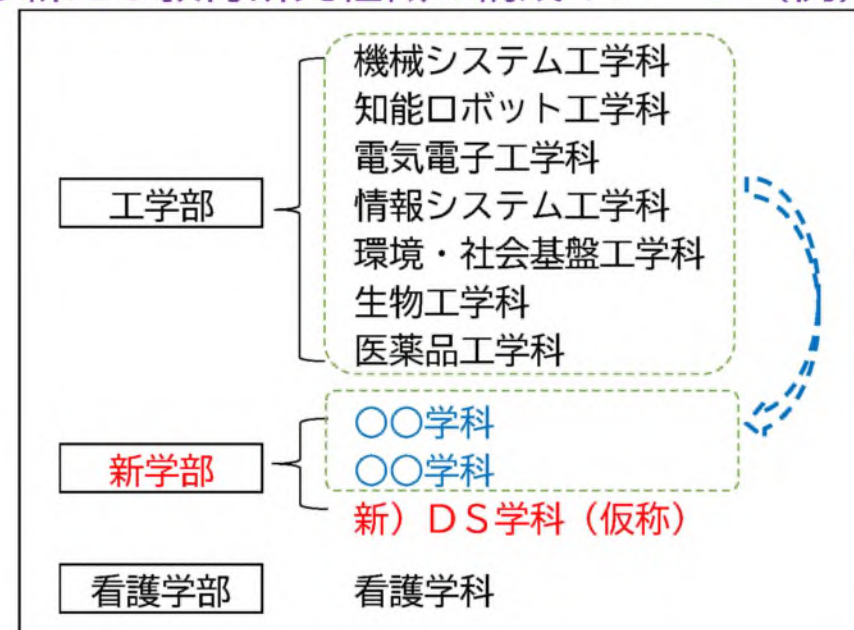
9 データサイエンス人材育成の取組みに関する意見 — (2) 教育組織の方向性

- 人口減少などにより大学間競争が激化する中、県内外から優秀な人材を呼び込むためには、しっかりとした魅力ある教育体制の整備が重要である。
- データサイエンス人材の不足が叫ばれるなか、専門人材を育成し輩出していくには、従来の工学（情報）分野の取組みに加えて、数理の専門教育を行う新たな教育組織の構築が求められる。このため、できるだけ早期に数理・データサイエンスの専門教育を行う新たな学部（以下「新学部」とする）を設けることが望ましい。
- これまでさまざまな分野の企業等と連携し多くの共同研究等に取り組んできた工学部及び看護学部の「強み」を新学部の学びに取り入れ、さらに発展させるには、新学部と既存学部が強固に連携できる教育組織の構築が求められる。このため、新学部は、数理・データサイエンスと関連深い分野の工学部の学科（情報系・AI系）を再編し、新たに「情報」を軸とする一体的な教育組織とすることが望ましい。

○県立大学における新たな学部間連携の姿（案）



○新たな教育研究組織の構成イメージ（例）



9 データサイエンス人材育成の取組みに関する意見 — (3) 入学定員

- データサイエンス学部等を新たに設置した公立大学では、学部の再編等に伴い他学部で一部減員した例はあるものの、データサイエンス学部等の設置によって入学定員を増員している。
- 富山県立大学では、2015（平成27）年の法人化を契機とした工学部の学科拡充や入学定員の増、さらには看護学部の新設などにより地域ニーズに応えるとともに、地方創生に資する人材の育成、輩出に積極的に取り組んでいる。入学定員を増員するなかにあっても、県立大学の志願者数は上昇傾向にあり、かつ定員も充足している。また、産業界からは更なる人材輩出を期待されており、こうしたニーズにはしっかり応える必要がある。
- 一方、18歳人口の減少に歯止めがかからない状況も鑑みれば、入学定員の取扱いは、既存学科等の一定の見直しも含めて慎重に対応すべきである。また、先行する大学には、卒業生の大半が県外企業等に就職するなど学生の県内定着率が低い状況も見受けられる。
- こうしたことや、工学部と新学部が緊密に連携し、県立大学が培ってきた強みのひとつである「少人数教育」を実践することなどを考慮すれば、新学部の規模はそれに適した規模とするのが望ましい。

○先行大学におけるデータサイエンス学科等の入学定員（予定含む）

		定員 (人)	開設 年度			定員 (人)	開設 年度
国立	滋賀大学データサイエンス学部	100	2017	私立※	南山大学 理工学部 データサイエンス学科	70	2021
	一橋大学ソーシャル・データサイエンス学部	60	2023		鈴鹿医療科学大学 医用工学部 医療健康データサイエンス学科	40	2021
公立	横浜市立大学データサイエンス学部	60	2018		人間環境大学 環境科学部 環境データサイエンス学科	40	2022
	兵庫県立大学社会情報科学部	100	2019		京都女子大学 データサイエンス学部	95	2023
	名古屋市立大学データサイエンス学部	80	2023		大阪成蹊大学 データサイエンス学部	80	2023

9 データサイエンス人材育成の取組みに関する意見 — (4) 教育課程の方向性

- 全国のデータサイエンス学部等の教育課程は、設置の経緯や背景等により多岐にわたる。富山県立大学は、工学部を中心に発展し地域に多くの人材を輩出してきており、その教育研究活動は県内産業界や高校から高い評価を受けている。
- 新学部では、工学部が培ってきた教育研究を承継、発展させ、まずはデータアナリシス力とデータエンジニアリング力を着実に身につけ、これに現場の課題を解決する力を兼ね備えられる教育課程を構築すべきである。
- データが生まれる「現場」を理解し、新たな価値を創造できる人材の育成が求められており、工学部や看護学部で取り組んでいる企業等が抱える生きた課題や悩みを共有しその解決策を共に探求する「生きた学び」を、新学部の教育研究にも積極的に取り入れることが重要である。また、将来的に、より専門的かつ高度な課題等に対応する研究に取り組む大学院の設置を検討するとともに、こうした取組みを通じて、地域や県内企業等とより強固に連携し、県内での就職支援など学生の県内定着の取組みに繋げることも求められる。
- こうした実践力を育む教育研究に取り組むには、DX教育研究センターと十分連携するとともに、教育研究の内容に見合った優秀な教員の確保が重要である。また、他大学の事例なども参考にしながら、若手や女性、外国人など多様な人材の積極的な採用も望まれる。

○実践力、課題解決力を育む取組みの例

- ・富山県産業に関する知識や興味・関心を高める科目の開講
- ・地域の生きたデータを活用した教育
- ・企業の現場における実践的な実習
- ・データサイエンスをきちんと現場で使える教育
- ・社会科学系科目等での外部講師による講義や遠隔授業の実施
- ・企業からの研究生の受入れや、企業の研究者による講義の実施 など

【看護学と工学の連携の例】

乳児とのコミュニケーション技術や看護技術を演習するための「乳児型の看護演習支援モデル人形」の開発光景

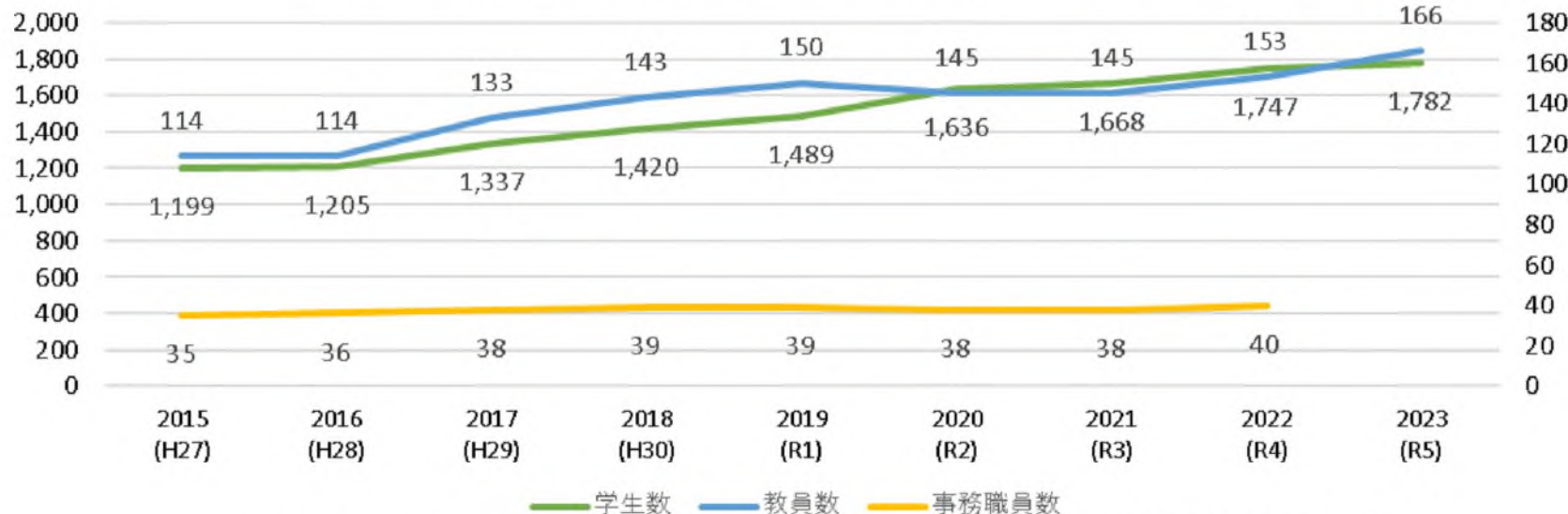


9 データサイエンス人材育成の取組みに関する意見 — (5) 学修環境の充実等

○富山県立大学では、公立大学法人化を契機とした工学部の学科拡充や入学定員の増員、看護学部の設置などにより学生数及び教員数が年々増加しており、ヒト・カネ・モノのあらゆる面で処理すべき事務量が大幅に増加している。これまでも、事務局職員の増員などの措置は図られているが、新学部の設置により初めて2学部体制となる射水キャンパスでは、今後さらなる事務量の増加が見込まれる。このため、この際、現在の事務局の体制を点検し、必要に応じた強化を図るべきである。

○新学部の設置を契機に、県内外からより多くの優秀な学生や教員を呼び込むには、学生と教員が安心して教育研究に取り組むことができる学修環境が求められる。このため、新学部の設置に伴い必要となる講義室や研究室などを十分確保するとともに、例えば、学生増等により手狭になっている射水キャンパスの食堂などの福利厚生施設についても必要な改修等を行うなど、魅力あふれる教育研究環境の整備が望まれる。

学生数、教員数、事務局職員数の推移(工学部、射水キャンパス)



注) 事務局職員数は、本務職員のみであり、有期雇用及び派遣を含まない。

- 設置等の趣旨(資料) - 22 -

○昼食時の射水キャンパス食堂前の状況
(2021(R3).10.19 撮影)



10 おわりに

世界の科学技術動向について考えると、いわゆるビッグデータ等の取扱いは非常に大きな分野になっており、結果として各国の技術力、産業競争力の向上に繋がっている。

たとえば近隣諸国をみると、中国においては、いろいろなツールを活用し、多岐にわたる分野の管理技術、産業競争力に繋がっている。またインドでは、人材育成では世界トップクラスともいえるインド工科大学（IIT）を有し、アメリカを中心にヨーロッパ、そして日本にも多くの優秀な人材を供給しているという現状がみられる。こうした分野において日本が遅れをとっていることは紛れもない事実であり、この分野の教育は積極的に進めなければならない。

一方、国内では、新型コロナウイルスの感染拡大により、GIGAスクール構想が前倒して推進され、また、新学習指導要領にもとづく小・中学校でのプログラミング教育も進められている。さらに、2022（令和4）年度から高等学校における「情報Ⅰ」の必修修化と、その学年進行にあわせた2025（令和7）年大学入学共通テストの試験科目に「情報」が追加されるなど、著しい勢いで進むデジタル社会に対応する人材育成の取組みが動き出している。

こうしたなか、DX（デジタル変革）を担うIT人材やデジタル人材の不足が叫ばれ、地域の発展や地方創生等に寄与する有為な人材のさらなる育成に努めるとともに、いわゆるビッグデータ等の膨大なデータを効果的かつ効率的に収集・分析し、そこから新たな価値を見だし企業等の経営や地域の発展の一翼を担うデータサイエンス分野の人材を育成、輩出することは、大学に課せられた大きなミッションである。

また、今後18歳人口が減少する中、一層激化する大学間競争、地域間競争に生き残るためには、時代の変化や、産業界ならびに高校等のニーズを的確に捉え、地域社会に貢献し、世界に発信できる大学づくりが求められる。

富山県立大学におかれては、これまで工学部を中心に培ってきた「強み」を大いに活かし、データサイエンス人材の育成と産学官連携によるDXの推進により、デジタル新時代のとやまを創造する「知の拠点」としてますます発展されることを期待する。

富山県立大学におけるデータサイエンス人材育成に係る有識者会議

○委員名簿 (五十音順、敬称略)

委員 金森俊幸

一般社団法人富山県機電工業会 会長
田中精密工業株式会社 相談役

委員 駒木文保

東京大学工学部 計数工学科 教授、
同大学院 情報理工学系研究科 数理情報学専攻 教授
同数理・情報教育研究センター長

委員 下山 勲

富山県立大学 学長

委員 杉原厚吉

明治大学研究・知財戦略機構
先端数理科学インスティテュート 研究特別教授

委員 谷川正人

富山県立大学研究協力会 会長
コーセル株式会社 取締役会長

委員 林 幸秀
(座長)

公益財団法人ライフサイエンス振興財団 理事長
富山県公立大学法人評価委員会 委員長

委員 藤重佳代子

株式会社マーフィーシステムズ 代表取締役社長
前富山県教育委員

委員 山下清胤

一般社団法人富山県経営者協会 会長
三協立山株式会社 相談役

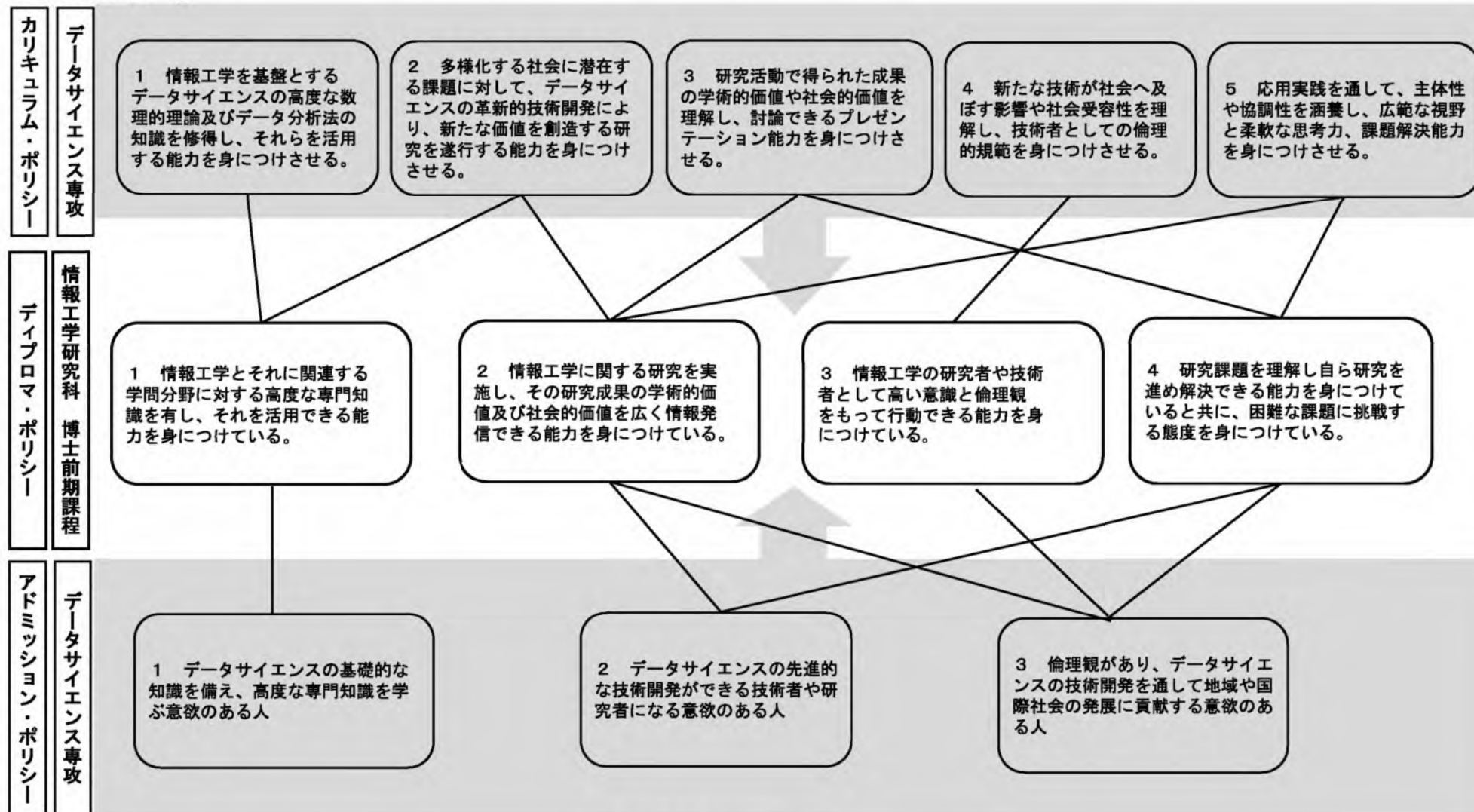
○検討経過

2022（令和4）年5月27日	第1回会議	（現状認識及び課題の整理）
2022（令和4）年6月	高等学校教員向けアンケート調査の実施	
2022（令和4）年7月15日	第2回会議（書面開催）	（意見書案の検討）
2022（令和4）年8月23日	第3回会議	（意見書とりまとめ）

【養成する人材像】

多様化する社会に潜在する課題を他者との協働により発見し、データサイエンスの専門知識をもとに数理的分析や推論により解決できる、広範な視野と柔軟な思考力を兼ね備えた人材を養成する。

【3つのポリシー】

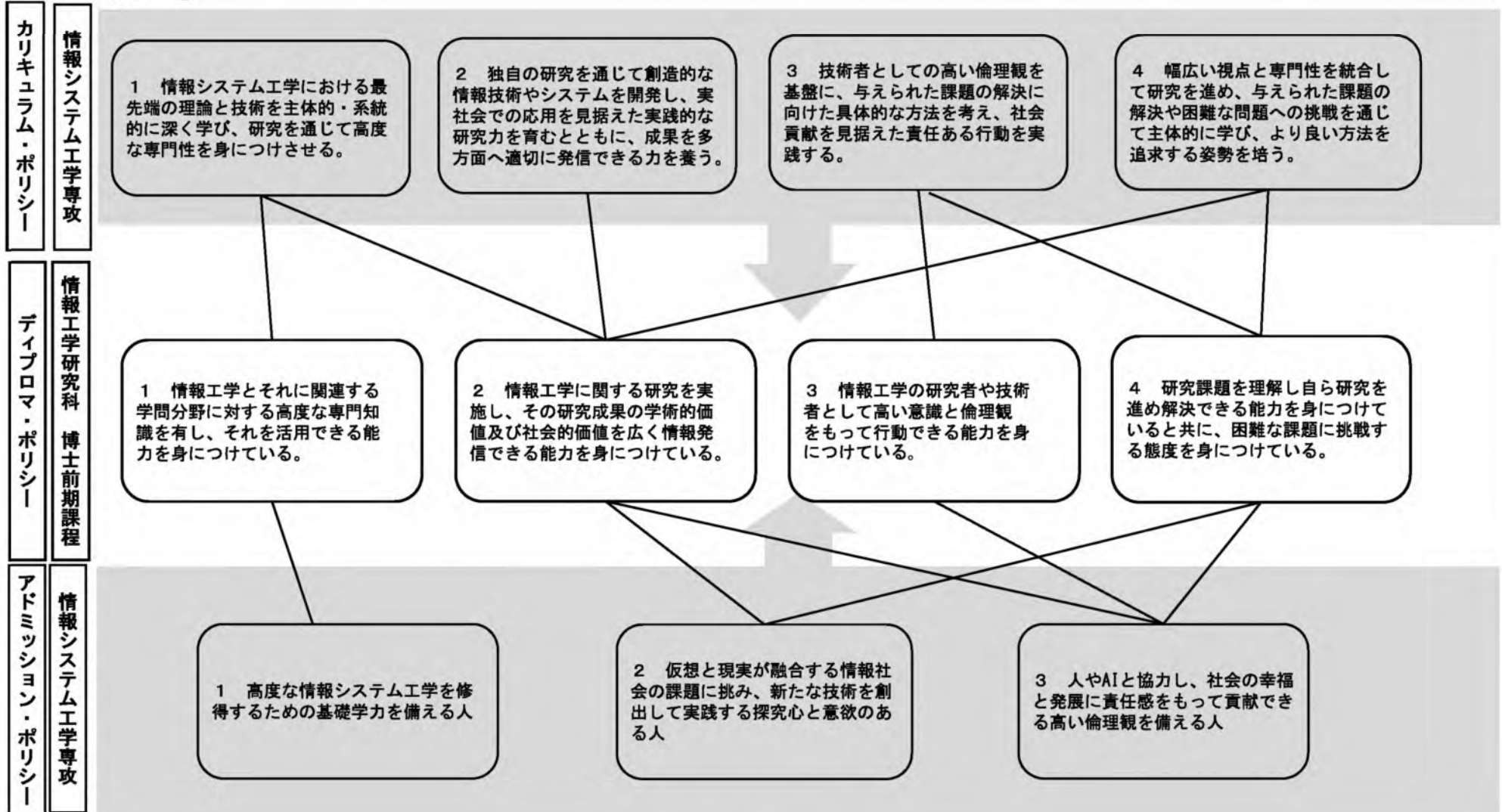


養成する人材像と3つのポリシーの相関図 情報システム工学専攻

【養成する人材像】

技術革新を支える情報システムの分野に関する教育を行うことで、創造性と柔軟性を持ちながら幅広い知識を総合的に活用し、人々や人工知能と協力して社会の幸福の向上に貢献できる人材を養成する。

【3つのポリシー】

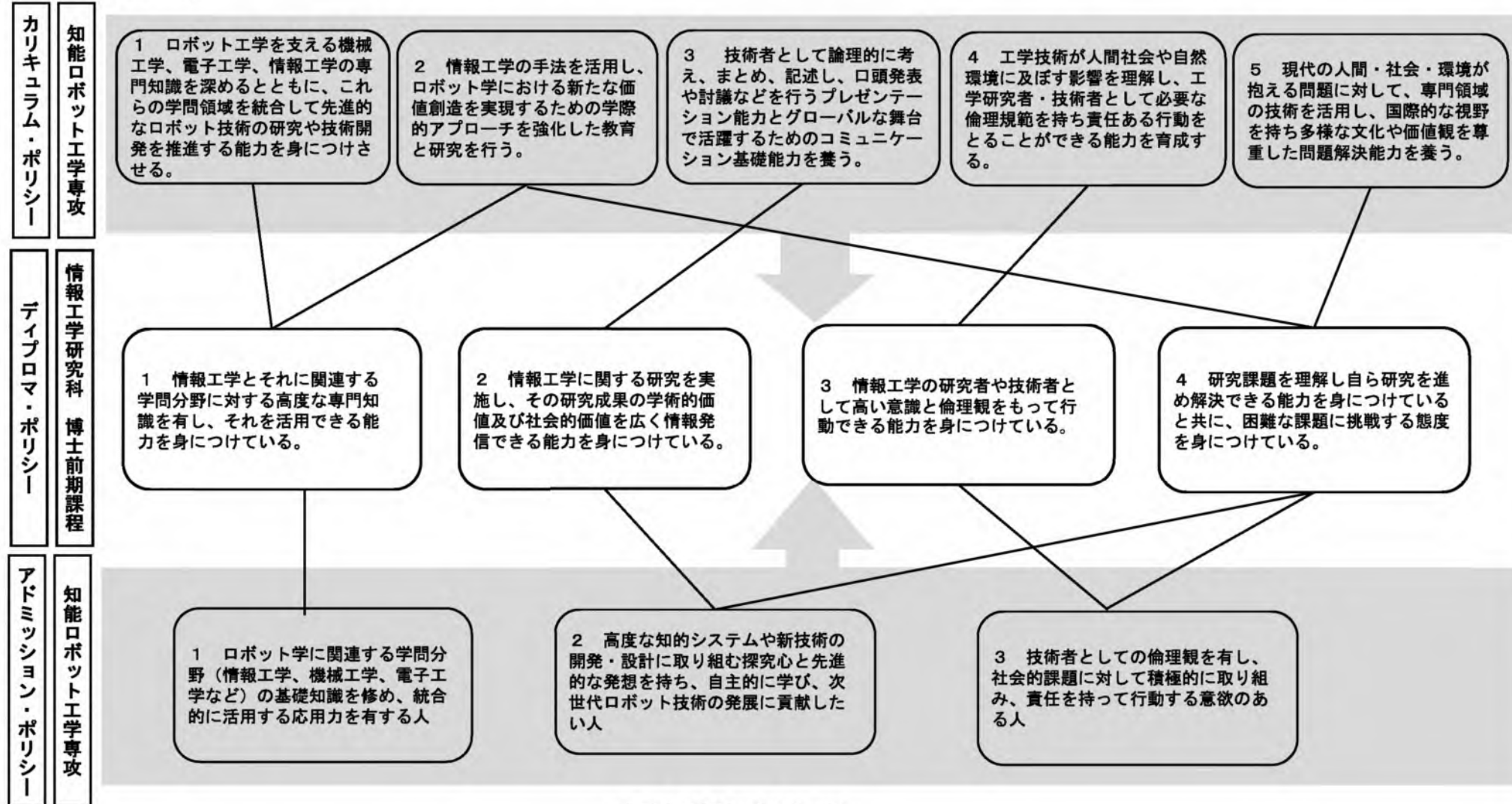


養成する人材像と3つのポリシーの関連図 知能ロボット工学専攻

【養成する人材像】

ロボット工学の基礎である機械工学・電子工学・情報工学のいずれかの学問領域に軸足をおきつつ、これらの領域を統合することによる革新的なロボット学研究をリードするための教育・研究を行うとともに、異なる学問領域との交流を通じて得られる広範な視野を持ち、地域に貢献しグローバルに活躍できる多彩な人材を養成する。

【3つのポリシー】

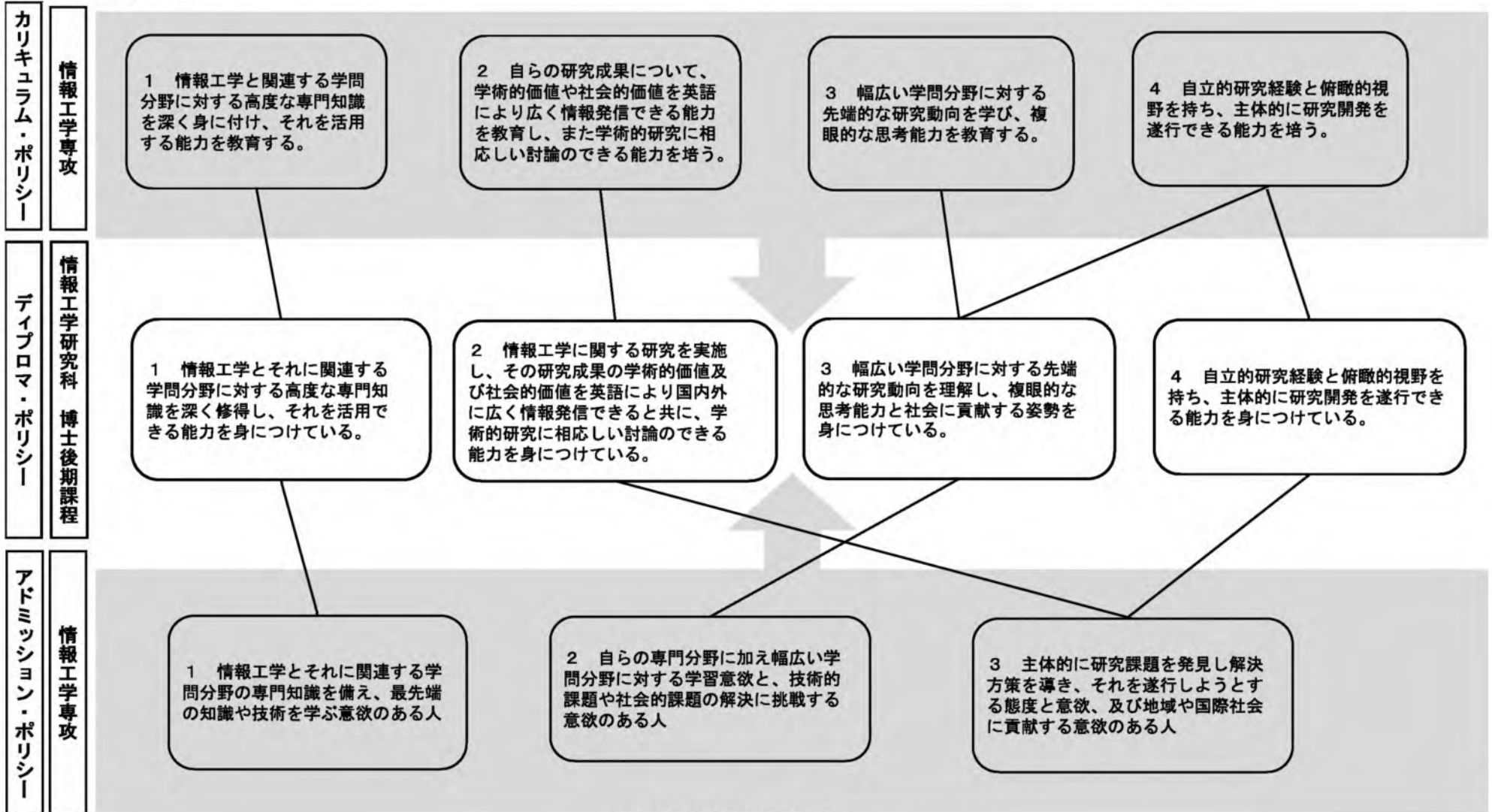


養成する人材像と3つのポリシーの相関図 情報工学専攻

【養成する人材像】

急激に変化し多様化する地域や国際社会が直面する諸問題に対して課題設定ができ、その解決策の立案と遂行能力を有する人材を養成するとともに、データサイエンス、情報システム工学、及び知能ロボット工学の学問分野の先端的な教育研究を行い、各専門領域の高い学識を身につけ、情報工学の発展及び社会の持続的発展に貢献できる人材を育成する。

【3つのポリシー】



情報工学研究科 データサイエンス専攻 カリキュラムマップ

資料3

(CPとの関連性：◎特に重要 ○重要 △関連あり)

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	CP1	CP2	CP3	CP4	CP5
			情報工学を基盤とするデータサイエンスの高度な数理的理論及びデータ分析法の知識を修得し、それらを活用する能力を身につけさせる。	多様化する社会に潜在する課題に対し、データサイエンスの革新的技術開発により、新たな価値を創造する研究を遂行する能力を身につけさせる。	研究活動で得られた成果の学術的価値や社会的価値を理解し、討論できるプレゼンテーション能力を身につけさせる。	新たな技術が社会へ及ぼす影響や社会受容性を理解し、技術者としての倫理的規範を身につけさせる。	応用実践を通して、主体性や協調性を涵養し、広範な視野と柔軟な思考力、課題解決能力を身につけさせる。
必修	教養	高度実践英語	1・2前		◎		
		科学技術論	1・2後			◎	
選択	システム 数理学	情報数理工学	1・2前	◎			
		最適化モデリング	1・2後	◎			
		形式手法	1・2前	◎			
		シミュレーション・モデリング	1・2後	◎			
		上級統計分析	1・2後	◎			
		応用数学	1・2前	◎			
	知能情報学	アルゴリズム特論	1・2後	◎			
		先端機械学習	1・2前	◎			
		データビジュアライゼーション	1・2後	◎			
		医用画像特論	1・2前	◎			
必修	演習・研究	データサイエンス特別演習Ⅰ	1通	○	◎		
		データサイエンス特別演習Ⅱ	2通	○	◎		
		データサイエンス特別研究	1～2通	○	◎	△	◎

情報工学研究科 情報システム工学専攻 カリキュラムマップ

(CPとの関連性：◎特に重要 ○重要 △関連あり)

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	CP1	CP2	CP3	CP4
			情報システム工学における最先端の理論と技術を主体的・系統的に深く学び、研究を通じて高度な専門性を身につけさせる。	独自の研究を通じて創造的な情報技術やシステムを開発し、実社会での応用を見据えた実践的な研究力を育むとともに、成果を多方面へ適切に発信できる力を養う。	技術者としての高い倫理観を基盤に、与えられた課題の解決に向けた具体的な方法を考え、社会貢献を見据えた責任ある行動を実践する。	幅広い視点と専門性を統合して研究を進め、与えられた課題の解決や困難な問題への挑戦を通じて主体的に学び、より良い方法を追求する姿勢を培う。
必修	教養	高度実践英語	1・2前	◎		
		科学技術論	1・2後		◎	
選択	基盤情報学	UIデザイン	1・2前	◎		
		3次元メディア表現	1・2前	◎		
		IoT特論	1・2前	◎		
		システム開発工学	1・2後	◎		
		計算機構成論	1・2後	◎		
		動的システムのデザイン	1・2後	◎		
	応用情報学	トレイグジスタンス学	1・2前	◎		
		インタラクティブシステム論	1・2後	◎		
		地域メタバース論	1・2前	◎		
		身体性認知科学特論	1・2後	◎		
		量子コンピュータ特論	1・2後	◎		
必修	演習・研究	情報システム工学特別演習Ⅰ	1通	○	◎	
		情報システム工学特別演習Ⅱ	2通	○	◎	
		情報システム工学特別研究	1～2通	○	◎	△

(CPとの関連性：◎特に重要 ○重要 △関連あり)

科目 区分	授業科目の名称	配当 年次	CP1	CP2	CP3	CP4	CP5
			ロボット工学を支える機械工学、電子工学、情報工学の専門知識を深めるとともに、これらの学問領域を統合して先進的なロボット技術の研究や技術開発を推進する能力を身につけさせる。	情報工学の手法を活用し、ロボット学における新たな価値創造を実現するための学際的アプローチを強化した教育と研究を行う。	技術者として論理的に考え、まとめ、記述し、口頭発表や討議などを行うプレゼンテーション能力とグローバルな舞台で活躍するためのコミュニケーション基礎能力を養う。	工学技術が人間社会や自然環境に及ぼす影響を理解し、工学研究者・技術者として必要な倫理規範を持ち責任ある行動をとることができる能力を育成する。	現代の人間・社会・環境が抱える問題に対して、専門領域の技術を活用し、国際的な視野を持ち多様な文化や価値観を尊重した問題解決能力を養う。
必修	教養	高度実践英語	1・2前		◎		△
		科学技術論	1・2後			◎	△
選択	共通	知能ロボット工学特論	1・2後	◎			
		知的情報工学特論	1・2前	◎			
	ロボティクス	アドバンスドロボットモーションコントロール	1・2後	◎			
		ネットワークロボティクス	1・2前	◎			
	知能工学	音響情報処理	1・2前	◎			
		認知情報科学	1・2後	◎			
	精密工	知的生産加工学	1・2前	◎			
		三次元応用計測	1・2後	◎			
	知的電子デバイス	先端半導体物性	1・2後	◎			
		マイクロセンサ工学	1・2前	◎			
必修	演習・研究	知能ロボット工学特別演習Ⅰ	1通	○		◎	
		知能ロボット工学特別演習Ⅱ	2通	○		◎	
		知能ロボット工学特別研究	1～2通	○	◎	○	△ ◎

(CPとの関連性：◎特に重要 ○重要 △関連あり)

科目区分		授業科目の名称	配当年次	CP1 情報工学と関連する学問分野に対する高度な専門知識を深く身に付け、それを活用する能力を教育する。	CP2 自らの研究成果について、学術的価値や社会的価値を英語により広く情報発信できる能力を教育し、また学術的研究に相応しい討論のできる能力を培う。	CP3 幅広い学問分野に対する先端的な研究動向を学び、複眼的な思考能力を教育する。	CP4 自立的な研究経験と俯瞰的視野を持ち、主体的に研究開発を遂行できる能力を培う。
必修	演習・研究	情報工学特別演習	1通	◎	○		○
		情報工学特別研究	1～3通	○	◎	△	◎
	専攻共通	分野横断型特別講義	1・2・3前	△		◎	

データサイエンス専攻の履修モデル(1)

必修科目

資料7

科目区分		1年				2年				合計 単位数	
		前期		後期		前期		後期			
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数		
必修	教養	高度実践英語	2	科学技術論	2					4	4
選択	システム数理学	情報数理工学	2	最適化モデリング	2					10	14
		形式手法	2	上級統計分析	2						
		応用数学	2								
	知能情報学	先端機械学習	2	アルゴリズム特論	2					4	
必修	演習・研究	データサイエンス特別演習Ⅰ データサイエンス特別研究		データサイエンス特別演習Ⅰ データサイエンス特別研究	2	データサイエンス特別演習Ⅱ データサイエンス特別研究		データサイエンス特別演習Ⅱ データサイエンス特別研究	2 8	12	12
修得単位数		10		10		0		10		30	

データサイエンス専攻の履修モデル(2)

必修科目

科目区分		1年				2年				合計 単位数	
		前期		後期		前期		後期			
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数		
必修	教養	高度実践英語	2	科学技術論	2					4	4
選択	システム数理学	応用数学	2	シミュレーション・モデリング	2					6	14
				上級統計分析	2						
	知能情報学	先端機械学習	2	アルゴリズム特論	2					8	
		医用画像特論	2	データビジュアライゼーション	2						
必修	演習・研究	データサイエンス特別演習Ⅰ		データサイエンス特別演習Ⅰ	2	データサイエンス特別演習Ⅱ		データサイエンス特別演習Ⅱ	2	12	12
		データサイエンス特別研究		データサイエンス特別研究		データサイエンス特別研究		データサイエンス特別研究	8		
修得単位数		8		12		0		10		30	

情報システム工学専攻の履修モデル

必修科目

資料8

科目区分		1年				2年				合計 単位数	
		前期		後期		前期		後期			
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数		
必修	教養	高度実践英語	2	科学技術論	2					4	4
選択	基盤情報学	UIデザイン	2	システム開発工学	2	IoT特論	2			10	16
		3次元メディア表現	2	計算機構成論	2						
	応用情報学	テレインジニヤリング学	2	インタラクティブシステム論	2	地域メタパス論	2			6	
必修	演習・研究	情報システム工学特別演習Ⅰ		情報システム工学特別演習Ⅰ	2	情報システム工学特別演習Ⅱ		情報システム工学特別演習Ⅱ	2	12	12
		情報システム工学特別研究		情報システム工学特別研究		情報システム工学特別研究		情報システム工学特別研究	8		
修得単位数		8		10		4		10		32	

知能ロボット工学専攻の履修モデル

必修科目

資料9

科目区分		1年				2年				合計 単位数	
		前期		後期		前期		後期			
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数		
必修	教養	高度実践英語	2	科学技術論	2					4	4
選択	共通	知的情報工学特論	2	知能ロボット工学特論	2					4	16
	機能ロボティクス	ネットワークロボティクス	2	アドバンスロボットモーションコントロール	2					4	
	知的インタフェース工学	音響情報処理	2	認知情報科学	2					4	
	精密工学			三次元応用計測	2					2	
	知的電子デバイス	マイクロセンサ工学	2							2	
必修	演習・研究	知能ロボット工学特別演習Ⅰ		知能ロボット工学特別演習Ⅰ	2	知能ロボット工学特別演習Ⅱ		知能ロボット工学特別演習Ⅱ	2	12	12
		知能ロボット工学特別研究		知能ロボット工学特別研究		知能ロボット工学特別研究		知能ロボット工学特別研究	8		
修得単位数		10		12		0		10		32	

情報工学専攻の履修モデル

必修科目

資料10

科目区分		1年				2年				2年				合計 単位数	
		前期		後期		前期		後期		前期		後期			
		科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数	科目名	単位数		
必修	演習・研究	情報工学特別演習		情報工学特別演習	2									14	16
		情報工学特別研究		情報工学特別研究		情報工学特別研究		情報工学特別研究		情報工学特別研究		情報工学特別研究	12		
	専攻共通				分野横断型特別講義	2							2		
修得単位数		0		2		2		0		0		12		16	

研究指導のスケジュール

データサイエンス・博士前期課程

学年	月	スケジュール
M 1	4	指導教員決定、指導教員との研究テーマの年度計画の相談、研究指導計画書の作成
	5	研究テーマの決定、実施計画の策定
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	修士論文中間審査会 (研究の進捗状況、今後の計画など)
	11	
	12	
	1	
	2	
	3	
M 2	4	指導教員との研究テーマの年度計画の相談、研究指導計画書の作成
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	修士論文の作成、審査会に向けた発表準備を行う。
	10	
	11	
	12	
	1	
	2	
	3	
	4	
	5	修士論文提出 審査委員による審査 修士論文審査会
	6	

随時、研究の進捗状況を指導教員に報告し、研究の進め方に関する指導を受ける。

研究指導のスケジュール

情報システム・博士前期課程

学年	月	スケジュール
M 1	4	指導教員決定、指導教員との研究テーマの年度計画の相談、研究指導計画書の作成
	5	研究テーマの決定、実施計画の策定
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	修士論文中間審査会 (研究の進捗状況、今後の計画など)
	11	
	12	
	1	
	2	
	3	
M 2	4	指導教員との研究テーマの年度計画の相談、研究指導計画書の作成
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	修士論文の作成、審査会に向けた発表準備を行う。
	10	
	11	
	12	
	1	
	2	修士論文提出 審査委員による審査 修士論文審査会
	3	

随時、研究の進捗状況を指導教員に報告し、研究の進め方に関する指導を受ける。

研究指導のスケジュール

知能・博士前期課程

学年	月	スケジュール
M 1	4	指導教員決定、指導教員との研究テーマの年度計画の相談、研究指導計画書の作成
	5	研究テーマの決定、実施計画の策定
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	修士論文中間審査会 (研究の進捗状況、今後の計画など)
	11	
	12	
	1	
	2	
	3	
M 2	4	指導教員との研究テーマの年度計画の相談、研究指導計画書の作成
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	修士論文の作成、審査会に向けた発表準備を行う。
	10	
	11	
	12	
	1	
	2	修士論文提出 審査委員による審査 修士論文審査会
	3	

随時、研究の進捗状況を指導教員に報告し、研究の進め方に関する指導を受ける。

研究指導のスケジュール

情報工学・博士後期課程

学年	月	スケジュール
D 1	4	指導教員決定、指導教員との研究テーマの年度計画の相談、研究指導計画書の作成 研究テーマの決定、実施計画の策定
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
	12	
	1	
	2	
	3	
D 2	4	指導教員との研究テーマの年度計画の相談、研究指導計画書の作成
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	
	10	
	11	
	12	
	1	
	2	
	3	
D 3	4	指導教員との研究テーマの年度計画の相談、研究指導計画書の作成
	5	
	6	
	7	
	8	
	9	予備検討出願
	10	予備検討委員会による審査
	11	
	12	
	1	12月第1木曜日 審査申請
	1	1月末までに 審査委員会による審査 公聴会の開催
	2	
	3	

富山県立大学研究倫理委員会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 富山県立大学（以下「本学」という。）に研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 富山県立大学研究倫理規準（以下「規準」という。）の運用に関すること。
 - (2) 規準の改廃に関すること。
 - (3) 研究倫理に係る学長からの諮問に関すること。
 - (4) 研究倫理に係る研修に関すること。
 - (5) 研究資金に関する不正防止計画の推進に関すること。
 - (6) その他研究倫理に関すること。
- 2 委員会に、規準に関する違反行為（以下「違反行為」という。）が行われていることを知った者及び当該違反行為により不当又は不公正な扱いを受けている者からの相談・通報（以下「相談等」という。）を受け付ける窓口を設置する。
- 3 前項の規定にかかわらず、公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）に基づく職員等からの公益通報に関しては、公立大学法人富山県立大学教職員等公益通報制度実施要綱の定めるところによる。
- 4 委員会は、違反行為があった場合には、事実関係の調査等の適切な対応を行うものとする。この場合において、委員会は、当該調査を行うため、必要に応じて調査委員会を設けることができる。
- 5 委員会は、学長からの諮問事項の調査審議及び違反行為の調査の結果について、学長に報告するとともに、関係者に通知するものとする。

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 工学部長
 - (2) 情報工学部長
 - (3) 看護学部長
 - (4) 大学院工学研究科から選出された教授 1 人
 - (5) 工学部の各学科及び教養教育センターが選出する教授各 1 人
 - (6) 情報工学部の各学科が選出する教授各 1 人
 - (7) 看護学部が選出する教授 2 名
 - (8) 事務局長
 - (9) その他学長が必要と認める者
- 2 前項第 4 号から第 7 号まで及び第 9 号に規定する委員の任期は、1 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうち委員長が所属する学部以外の教授から指名する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、違反行為のうち重大なものに関する議事は、出席した委員の3分の2以上で決するものとする。

4 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

5 委員は、自己の違反行為に関する議事に加わることはできない。

6 会議は、非公開とする。

(相談員)

第6条 第2条第2項の窓口に研究倫理相談員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、委員会の委員をもって充てる。

3 相談員は、相談等を受けた事項について、委員長に報告する。

4 委員長は、前項の規定により報告を受け、必要と判断した場合は、委員会を開催するものとする。

(部会)

第7条 委員会に、人を対象とする研究の実施計画を審査するため、「人を対象とする研究」倫理審査部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 委員会の委員の中から学長が任命する者

(2) 本学の教職員の中から学長が任命する者

(3) 学外の専門家の中から学長が委嘱する者

(4) その他学長が必要と認めるもの

3 第3条第2項及び第4条の規定は、部会について準用する。この場合において、第3条第2項中「第4号から第7号まで及び第9号」とあるのは「第2号及び第3号」と、同項及び第4条中「委員」とあるのは「部会に属する委員」と、同条中「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長が所属する学部以外の教授」とあるのは「教授」と読み替えるものとする。

4 第1項に規定する審査の手續等に関し必要な事項は、別に定める。

(部会及び関係委員会からの報告の徴収)

第8条 委員会は、部会から会議の開催結果その他研究倫理に関する事項について、毎年度、報告を求めるものとする。

2 委員会は、前項の報告を検討し、必要な措置を講ずるものとする。

(事務)

第9条 委員会の事務は、事務局経営企画課において処理する。

(細則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

富山県立大学「人を対象とする研究」倫理審査規程

平成27年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、富山県立大学研究倫理委員会規程（以下「委員会規程」という。）第7条第4項の規定に基づき、人を対象とする研究の実施計画（以下「実施計画」という。）の審査の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査の申請)

第2条 実施計画の審査を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、実施計画審査申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を学長に提出するものとする。

2 前項の規定による申請は、所属の教養教育センター長、学科長、専攻長、又は学長が指名する看護学部教授を経由して行うものとする。

3 学長は、申請書を受理したときは、速やかにその審査（以下第9条までにおいて「審査」という。）を委員会規程第7条第1項の「人を対象とする研究」倫理審査部会（以下「部会」という。）に付議するものとする。

(審査の基準)

第3条 審査は、公立大学法人富山県立大学研究倫理規程に定める次の各号に掲げる事項によるほか、関係法令・規程等に定める基準により行うものとする。

(1) 当該研究の対象となる者（以下「研究対象者」という。）の個人情報の保護をはじめとする人権の擁護

(2) 研究対象者への不利益及び危険性に対する配慮

(3) 研究対象者（必要がある場合は、その家族等を含む。）に理解を求め、同意を得る方法の適否

(審査の判定)

第4条 審査の判定は、次の各号に掲げる区分により行う。

(1) 承認

(2) 条件付承認

(3) 実施計画の変更の勧告

(4) 不承認

(5) 非該当

(運営)

第5条 部会は学部ごとに設置し、部会の会議（以下「会議」という。）は、

部会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、部会に属する委員（以下「委員」という。）の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、申請者を会議に出席させ、実施計画の説明を求めることができる。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。
- 6 委員は、自己の実施計画に係る議事に加わることはできない。

（書面による議決）

第6条 部会長は、適当であると判断する場合は、書面をもって委員の意見を徴し、会議に代えることができる。この場合において、前条第3項中「出席した委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。

- 2 部会長は、前項の規定により審査を行った場合は、その結果を、書面議決結果通知書（様式第2号）により、委員に通知しなければならない。

（迅速審査）

第7条 部会長は、次の各号に掲げる審査については、部会長が指名する委員による審査を行わせ、部会の意見とすることができる。

(1)他の研究機関と共同して実施される研究であつて、既に他の研究機関において倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合の審査

(2)研究計画の軽微な変更に関する審査

(3)侵襲を伴わない研究であつて介入を行わないものに関する審査

（審査の結果）

第8条 部会長は、審査の結果を、審査結果報告書（様式第3号）により、学長に報告し、その承認を得なければならない。

- 2 部会長は、前項の規定により、学長の承認を得た場合は、審査結果通知書（様式第4号）により、速やかに申請者に通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知には、審査の判定の理由を付記するものとする。ただし、当該判定が第4条第1号に該当する場合は、この限りでない。
- 4 審査の経過及び結果は、記録及び保存するものとする。

（研究の実施）

第9条 申請者は、審査の判定が第4条第1号又は第2号に該当する場合は、当該研究を実施することができる。ただし、同条第2号に該当する場合は、部会の指示した条件に従わなければならない。

(再審査)

第10条 申請者は、第4条第3号の実施計画の変更の勧告を受けた場合又は同条の規定による審査の判定に異議のある場合は、実施計画再審査申請書（様式第5号）により、部会に再審査の申請をすることができる。

2 前項の規定による審査の判定に異議のある場合の申請は、審査結果通知書を受領した日の翌日から起算して2週間以内に行うものとする。

3 第1項の再審査に係る手続等については、第3条から前条までの規定を準用する。

(実施計画の変更)

第11条 第8条の規定により研究を実施する者（以下「研究実施者」という。）は、実施計画について倫理に係る事項の変更をしようとするときは、実施計画変更審査申請書（様式第6号）により、部会にその審査の申請をするものとする。

2 前項の審査に係る手続等については、第3条から前条までの規定を準用する。

(研究の終了又は中止の報告)

第12条 研究実施者は、当該研究を終了又は中止したときは、終了（中止）報告書（様式第7号）により、部会に報告するものとする。

(事務)

第13条 この規程に関する事務は、工学部及び情報工学部にあっては事務局経営企画課、看護学部にあつては富山キャンパス事務部管理課が行う。

(細則)

第14条 この規程に定めるもののほか、実施計画の審査の手続等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

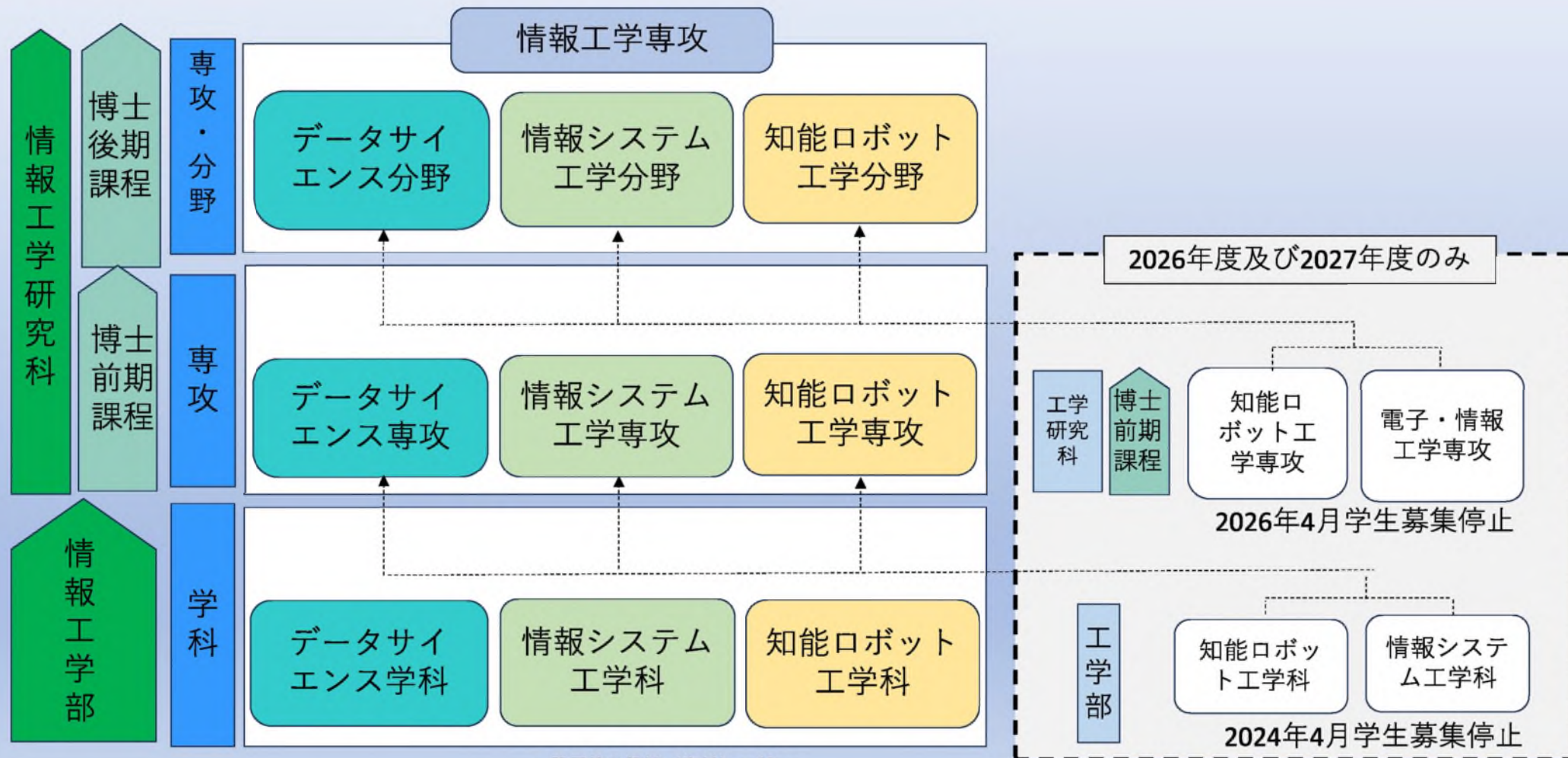
附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

基礎となる学部（又は博士前期課程）との関係図



公立大学法人富山県立大学教職員就業規則

平成 27 年 4 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この規則は、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号。以下「労基法」という。）第 89 条の規定に基づき、公立大学法人富山県立大学（以下「法人」という。）に勤務する教職員の就業に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、教職員とは教員及び職員をいう。

2 この規則において、教員とは教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者をいう。

3 この規則において、職員とは教員以外の者をいう。

(適用範囲)

第 3 条 この規則は、常勤の教職員に適用する。

2 前項の規定にかかわらず、再雇用教職員（第 24 条の規定により採用された教職員をいう。以下同じ。）については、この規則を適用しない。

3 再雇用教職員、非常勤職員その他の別に定める規程に基づき雇用される教職員の就業に関する事項については別に定める。

4 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号）及び公益的法人等への県職員及び県費負担教職員の派遣等に関する条例（平成 13 年富山県条例第 52 号）の規定に基づき、富山県から法人に派遣される職員の就業に関する事項については、法人と富山県で締結される富山県職員の派遣に関する協定において規定されている事項を除き、この規則を適用する。

(法令との関係)

第 4 条 この規則に定めのない事項については、これに付随する規程及び労基法その他の関係法令の定めるところによる。

(規則の遵守)

第 5 条 法人の理事長（以下「理事長」という。）及び教職員は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない

(採用)

第 6 条 教職員の採用は、競争試験又は選考による。

2 教員の選考方法その他の必要な事項については、公立大学法人富山県立大学教員選考規程（第 11 条第 3 項において「教員選考規程」という。）の定めるところによる。

- 3 理事長は、任期を定めて教職員を採用することができる。
- 4 任期を定めて採用された教職員（第 17 条第 4 項において「任期付教職員」という。）の任期その他の必要な事項については、公立大学法人富山県立大学教職員任期規程の定めるところによる。

（労働条件の明示）

第 7 条 理事長は、教職員の採用に際しては、採用しようとする教職員に対し、この規則を提示するとともに、次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
- (2) 有期労働契約を更新する場合の基準に関する事項
- (3) 就業の場所及び従事する業務に関する事項
- (4) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日及び休暇に関する事項
- (5) 給与に関する事項
- (6) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

（採用時の提出書類）

第 8 条 教職員に採用された者は、次に掲げる書類を速やかに理事長に提出しなければならない。ただし、理事長が提出を要しないと認める場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 履歴書（写真添付のもの）
- (2) 学歴に関する証明書
- (3) 健康診断書（3 月以内のもの）
- (4) 住民票記載事項証明書
- (5) 就こうとする職務に必要な資格に関する証明書
- (6) その他理事長が必要と認める書類

2 教職員は、前項の提出書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに書面によりこれを届け出なければならない。

（試用期間）

第 9 条 新たに教職員として採用された者は、採用の日から 6 月を試用期間とする。ただし、理事長が必要と認めたときは、試用期間を短縮し、又は設けないことができる。

2 前項の試用期間は、理事長が特に必要と認めたときは、1 年に至るまで延長することができる。

3 理事長は、試用期間中の教職員について、勤務実績が不良なこと、心身に故障があることその他の事由に基づき引き続き雇用することが不適当と認めたときは、第 25 条の規定により解雇することができる。

4 試用期間は、勤続年数に通算する。

(評価)

第 10 条 理事長は、教職員の勤務実績及び職務遂行能力について、評価を行うものとする。

(昇任)

第 11 条 教職員の昇任は、選考により行う。

2 前項の選考は、勤務実績及び職務遂行能力の総合的な評価により行う。

3 教員の選考方法その他の必要な事項については、教員選考規程の定めるところによる。

(降任)

第 12 条 理事長は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、降任させることができる。

(1) 勤務実績が良くない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、これに堪えない場合

(3) 前 2 号に規定する場合のほか、その職務に必要な適格性を欠く場合

(4) 本人が希望し、これを理事長が認めた場合

(5) 組織又は定数の改廃により過員を生じた場合

2 理事長は、教職員を降任する場合にあっては、その旨を記載した書面を交付して行わなければならない。

3 教職員の降任に係る手続については、公立大学法人富山県立大学教職員の懲戒等手続に関する規程（以下「懲戒等手続規程」という。）の定めるところによる。

(配置)

第 13 条 理事長は教職員の配置について、法人の業務上の必要性及び本人の適性等を考慮して行う。

(異動)

第 14 条 理事長は、法人の業務の都合により、教職員に対し、配置換、兼務及び出向（以下「配置換等」という。）を命じることができる。

2 配置換等を命じられた教職員は、正当な理由なくこれを拒むことができない。

(赴任)

第 15 条 異動を命じられた教職員及び新たに採用された教職員は、直ちに赴任しなければならない。ただし、理事長がやむを得ない事由があると認めた場合は、この限りでない。

(休職)

第 16 条 理事長は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、休職

を命じることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を必要とする場合
- (2) 刑事事件に関し起訴された場合
- (3) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合
- (4) 学校、研究所その他のこれらに準ずる公共的施設において、その教職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、休職にすることが適当と認められる場合

- 2 第9条第1項又は第2項に規定する試用期間中の教職員については、前項の規定を適用しない。

(休職の期間)

第17条 前条第1項第1号及び第3号から第5号に掲げる事由による休職の期間は、3年を超えない範囲内において、必要に応じた期間とする。

- 2 前条第1項第2号に掲げる事由による休職期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する期間とする。

- 3 第1項に規定する場合において、休職の期間が3年に満たないときは、休職を開始した日から引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

- 4 前3項の場合において、任期付教職員の休職の期間の満了日は、任期満了の日を超えることはできない。

(復職)

第18条 理事長は、前条第1項に規定する休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職させるものとする。

- 2 教職員は第16条第1項第1号の規定により休職を命じられている場合において、当該休職の事由が消滅したときは、医師の診断書を添えて、理事長に復職を願い出なければならない。

- 3 休職とした教職員を復職させる場合は、原則として休職前の職務に復職させる。ただし、休職前の職務に復帰させることが困難であるか、又は不適当な場合には、他の職務に就かせることができる。

(休職者の給与)

第19条 休職者の給与については、公立大学法人富山県立大学教職員給与規程（第29条において「教職員給与規程」という。）の定めるところによる。

(退職)

第 20 条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に定める日をもって退職したものとする。

- (1) 退職を申し出たとき 理事長が退職日と認めた日
- (2) 定年に達したとき 定年に達した日以降における最初の 3 月 31 日
- (3) 任期の定めがあり、その任期を満了したとき 任期満了の日
- (4) 休職の期間が満了し、休職の事由がなお消滅しないとき 休職の期間の満了日
- (5) 死亡した場合 死亡日

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、退職を願い出た教職員が第 52 条第 1 項各号のいずれかに該当し、懲戒処分の手続を行っている場合にあっては、当該退職を認めないことができる。

(自己都合退職)

第 21 条 教職員は、自己の都合により退職しようとするときは、退職を予定する日の 30 日前までに、書面により理事長に申し出なければならない。ただし、理事長が特に認めた場合は、この限りでない。

(定年退職)

第 22 条 教員の定年は、年齢 65 年とする。

2 職員の定年は、年齢 65 年とする。

(定年の特例)

第 23 条 理事長は、教育研究上又は法人運営上特別の必要がある場合は、在職する教員の前条第 1 項に規定する定年を延長し、又は同項に規定する定年を超える教員を採用することができる。この場合において必要な事項は、公立大学法人富山県立大学教員の定年の特例に関する規程の定めるところによる。

2 理事長は、定年に達した職員が第 20 条第 1 項第 2 号の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同号の規定にかかわらず、当該職員の定年退職日の翌日から起算して 1 年を超えない範囲で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第 23 条の 6 第 1 項から第 4 項までの規定により異動期間(同条第 1 項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。)(同条第 1 項又は第 2 項の規定により延長された異動期間を含む。)を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職(第 23 条の 3 に規定する職をいう。以下同じ。)を占めている職員については、第 23 条の 6 第 1 項又は第 2 項の規定により、当該異動期間を延長した場合における当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間

の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により業務の運営に著しい支障が生ずること。

3 理事長は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる理由が引き続きあると認められる十分な理由があるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書きに規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

4 理事長は、第2項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

5 理事長は、第2項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第3項の規定により期限が延長された職員について、第2項の期限又は第3項の規定により延長された期限が到来する前に第2項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

（管理監督職勤務上限年齢制による降任等）

第23条の2 理事長は、管理監督職を占める職員でその占める管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達している職員について、異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下同じ。）に、管理監督職以外の職へ降任をするものとする。

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第23条の3 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職は、次の各号に掲げる職とする。

- (1) 公立大学法人富山県立大学教職員給与規程第9条に規定する管理職手当を支給される職員の職

(2) 前号に掲げる職との権衡上必要があると認められる職として理事長が定める職

(管理監督職勤務上限年齢)

第 23 条の 4 管理監督職勤務上限年齢は、年齢 60 年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって順守すべき基準)

第 23 条の 5 理事長は、第 23 条の 2 に規定する他の職への降任等を行うに当たっては、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等を行うこと。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第 1 号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への雇用の制限の特例)

第 23 条の 6 理事長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の 4 月 1 日までの間をいう。以下同じ。）の末日の翌日から起算して 1 年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充するこ

とができず業務の運営に著しい支障が生ずること。

(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず業務の運営に著しい支障が生ずること。

(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により業務の運営に著しい支障が生ずること。

2 理事長は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 理事長は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として理事長が定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

4 理事長は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定によ

り延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。)、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第23条の7 理事長は、前条第1項から第4項までの規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第23条の8 理事長は、第23条の6の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

（再雇用）

第24条 理事長は、定年に達する教員（教授、准教授及び講師を除く。）が再雇用を希望した場合には任期を定め、採用することができる。

2 教職員の再雇用については、公立大学法人富山県立大学教職員再雇用規程の定めるところによる。

（定年前再雇用短時間勤務職員の雇用）

第24条の2 理事長は、年齢60年に達した日以後に退職（期間を定めて雇用される職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績等に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

（解雇）

第25条 理事長は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解雇することができる。

(1) 勤務実績が著しく良くない場合

- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) 前 2 号に掲げる場合のほか、職務を遂行するために必要な適格性を欠く場合
 - (4) 試用期間中又は試用期間満了時に本採用が不相当と認められる場合
 - (5) 事業活動の縮小その他法人の経営上やむを得ない事由により減員が必要となった場合
 - (6) 天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となった場合
 - (7) 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職に就任し、業務の遂行が著しく阻害されるおそれのある場合
- 2 理事長は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解雇する。ただし、教職員が第 2 号に該当する場合でその刑に係る罪が過失によるものであり、かつ、その刑の執行を猶予されたときであって、その情状を考慮して特に必要があると認めるときは、当該教職員を解雇しないことができる。
- (1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
- 3 理事長は、前 2 項の規定により教職員を解雇しようとするときは、少なくとも 30 日前にその予告を行うか、又は 30 日分に相当する平均賃金を支給するものとする。ただし、予告日数は平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。
- 4 前項の規定は、第 9 条第 1 項又は第 2 項に規定する試用期間中の教職員（14 日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇する場合又は労基法第 20 条第 3 項の規定により行政官庁の認定を受けた場合は適用しない。
- 5 教職員の解雇に係る手続については、懲戒等手続規程の定めるところによる。
- （解雇制限）
- 第 26 条 前条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、療養開始後 3 年を経過した日において地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号。第 49 条にお

いて「地公災法」という。)に基づく傷病補償年金を受けているとき、若しくは同日後において傷病補償年金を受けることとなったとき、又は天災事変その他やむを得ない事由により法人の事業継続が不可能となった場合で、労基法第 19 条第 2 項の規定により行政官庁の認定を受けたときは、この限りでない。

(1) 業務上負傷し又は疾病にかかり療養のために休業する期間及びその後 30 日間

(2) 労基法第 65 条に定める産前産後の休業する期間及びその後 30 日間
(退職又は解雇後の責務)

第 27 条 退職し、又は解雇された者は、法人から借用している物品を速やかに返還しなければならない。

(退職証明書)

第 28 条 理事長は、退職し、又は解雇された者が、次項各号に掲げる事項について証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付しなければならない。

2 前項の退職証明書に記載する事項は、次のとおりとする。ただし、証明すべき事項を限定して請求があった場合は、この限りでない。

(1) 勤続期間

(2) 業務の種類

(3) 職位

(4) 給与

(5) 退職の事由（解雇された場合は、その理由を含む。）

3 理事長は、第 25 条第 1 項の規定による教職員の解雇に際して教職員が当該解雇の理由について説明書の交付を請求した場合は遅滞なくこれを交付しなければならない。

(給与)

第 29 条 教職員の給与については、教職員給与規程の定めるところによる。

(退職手当)

第 30 条 教職員の退職手当については、公立大学法人富山県立大学教職員退職手当規程の定めるところによる。

(誠実義務)

第 31 条 教職員は、法人の使命と業務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

2 教職員は、日常行動について常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的な利益のために用いてはならない。

3 教職員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(職務専念義務)

第 32 条 教職員は、法令、この規則及び法人の諸規程（以下「法令等」という。）に定める場合を除いては、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、法人がなすべき責を有する業務に従事しなければならない。

2 教職員は、次に掲げる場合においては、あらかじめ理事長の承認を得てその職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 法人が実施する健康診断を受ける場合

(3) その他理事長が適当であると認める場合

(服務心得)

第 33 条 教職員は、法令等を遵守し、上司の指揮命令に従い、その職務を遂行しなければならない。

2 教職員の服務については、公立大学法人富山県立大学教職員服務規程の定めるところによる。

(信用失墜行為の禁止)

第 34 条 教職員は、法人の名誉若しくは信用を失墜し、又は教職員全体の名誉を毀損する行為をしてはならない。

(守秘義務)

第 35 条 教職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 教職員は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に関する事項を発表する場合には、理事長の許可を受けなければならない。

(個人情報保護)

第 36 条 教職員は、業務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(兼業)

第 37 条 教職員は、理事長の許可を受けなければ、他の業務に従事し、又は自ら事業を営んではならない。

2 教職員の兼業については、公立大学法人富山県立大学教職員兼業規程の定めるところによる。

(職務に係る倫理)

第 38 条 教職員は、職務に係る倫理の保持に努めなければならない。

2 教職員の職務に係る倫理については、公立大学法人富山県立大学教職員倫理規程の定めるところによる。

(キャンパス・ハラスメントの防止及び排除)

第 39 条 教職員は、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメントその他の人権侵害（次項において「キャンパス・ハラスメント」という。）をいかなる形でも行ってはならず、これの防止及び排除等に努めなければならない。

2 キャンパス・ハラスメントの防止及び排除等については、公立大学法人富山県立大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程の定めるところによる。

(旧姓の使用)

第 40 条 教職員は、所定の手続を経ることにより、婚姻、養子縁組その他の事由（以下この条において「婚姻等」という。）により戸籍上の氏を改めた後も引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏を文書等に使用することができる。

(文書の配布、集会等)

第 41 条 教職員は、法人の敷地内又は施設内において次の行為を行おうとするときは、理事長の許可を受けなければならない。

(1) 文書、図画等の掲示若しくは配布又はその他の方法による宣伝活動（寄附募集及び署名活動を含む。）

(2) 業務外の集会、演説、放送その他これらに類する行為（勤務時間等）

第 42 条 教職員の勤務時間、休日及び休暇等については、公立大学法人富山県立大学教職員の勤務時間等に関する規程の定めるところによる。

(育児休業等)

第 43 条 3 歳に満たない子の養育又は家族の介護を要する教職員は、理事長に申し出て、育児休業又は介護休業をし、又は勤務時間の短縮等必要な措置を受けることができる。

2 育児休業、介護休業及び勤務時間の短縮等については、公立大学法人富山県立大学教職員の育児・介護休業等に関する規程の定めるところによる。

(研修)

第 44 条 理事長は、教職員の研修の機会の提供に努めるものとする。

2 教職員は、業務に関し必要な知識、技能等を向上させるため、研修に参加することを命じられた場合は、研修を受けなければならない。

3 教職員の研修については、公立大学法人富山県立大学教職員研修規程の定めるところによる。

(安全衛生管理)

第 45 条 理事長は、職場における教職員の安全と健康を確保し、及び快適な職場環境の形成を促進するため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）及びその他関係法令に基づき、教職員の安全及び衛生の管理について必要な措置を講じるものとする。

2 教職員は、安全及び衛生について、関係法令のほか、上司の指示を守るとともに、理事長が行う安全及び衛生に関する措置に協力し、労働災害の防止に努めなければならない。

3 教職員の安全及び衛生については、公立大学法人富山県立大学教職員安全衛生管理規程の定めるところによる。

（出張）

第 46 条 理事長は、職務上必要がある場合には、教職員に出張を命ずることができる。

2 出張を命じられた教職員は、正当な理由なくこれを拒むことができない。

3 教職員が出張を終えたときは、速やかにその状況を報告しなければならない。

（旅費）

第 47 条 旅費については、公立大学法人富山県立大学教職員旅費規程の定めるところによる。

（福利厚生）

第 48 条 理事長は、教職員の健康と福祉の増進のために必要な措置を行う。

（業務災害及び通勤災害）

第 49 条 教職員が業務上又は通勤途上で災害を被った場合の補償については、地公災法の定めるところによる。

（職務発明等）

第 50 条 教職員が職務上行った発明等及び権利の帰属に関する取扱いについては、別に定める。

（表彰）

第 51 条 教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰を行う。

(1) 職務上特に顕著な功績があった場合

(2) 法人の名誉を高める行為を行った場合

(3) その他特に他の教職員の模範となる行為を行った場合

2 前項に定めるもののほか、教職員の表彰については、公立大学法人富山県立大学教職員表彰規程の定めるところによる。

（懲戒）

第 52 条 理事長は、教職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分を行うことができる。

- (1) 正当な理由なく無断欠勤、遅刻又は早退を繰り返す等、勤務を怠った場合
- (2) 正当な理由なく、業務上の指示及び命令に従わなかった場合
- (3) 故意又は重大な過失により、法人に損害を与えた場合
- (4) 刑法犯に該当する行為があった場合
- (5) 法人の名誉又は信用を傷つけた場合
- (6) 素行不良で法人の秩序又は風紀を乱した場合
- (7) 重大な経歴詐称をした場合
- (8) 法令又は法人の規則に違反した場合

2 理事長は、教職員が前項各号に掲げる行為があったときは、当該教職員の管理監督者に対し、その監督責任により懲戒処分を行うことができる。

3 理事長は、教職員に対し懲戒処分を行う場合にあっては、その旨を記載した書面を交付して行わなければならない。

4 教職員の懲戒に係る手続については、懲戒等手続規程の定めるところによる。

(懲戒の種類)

第 53 条 懲戒の種類及びその内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 戒告 始末書を提出させ、将来を戒めること。
- (2) 減給 始末書を提出させ、給与を減額すること。ただし、その額は、1 回の額が労基法第 12 条に定める平均賃金の 1 日分の半額を超えず、その総額が一給与支給期における給与の総額の 10 分の 1 を超えない範囲内とする。
- (3) 停職 始末書を提出させ、1 日以上 6 月以下の期間、職務に従事させないこと。この期間中、いかなる給与も支給しない。
- (4) 懲戒解雇 予告をすることなく、即時に解雇すること。この場合において、行政官庁の認定を受けた場合は、解雇予告手当は支給しない。

(訓告等)

第 54 条 前条に定めるもののほか、理事長は、サービスを厳正にし、規律を保持する必要があるときは、文書又は口頭により、注意、嚴重注意、訓告を行うことができる。

(損害賠償)

第 55 条 理事長は、教職員が故意又は重大な過失により法人に損害を与えた場合においては、前 2 条の規定による懲戒処分又は訓告等の有無に

かかわらず、その損害の全部又は一部を賠償させることができる。

(委任)

第 56 条 この規則に定めるもののほか、教職員の就業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定により法人の教職員となった者が、この規則の施行日前に、地方公務員法、富山県条例、同規則、富山県立大学の学内規程及びその他関係法令等（以下「地方公務員法等」という。）により発令又は承認を受けている場合には、法人から別に辞令を発せられない限り、当該発令又は承認の効力を継承する。

3 この規則の施行日前に地方公務員法等により、教職員が懲戒、分限処分を受けていた場合についても、前項と同様に効力を継承するものとする。

4 この規則の施行日前に行った教職員の非違行為は、この規則の施行後の法人の教職員として行ったものとみなし、第 52 条及び第 53 条の規定を適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 28 年 10 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(定年に関する経過措置)

2 令和 5 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの間における第 22 条第 2 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「65 年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで	61 年
令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで	62 年
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで	63 年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 3 理事長は、当分の間、職員（期間を定めて雇用される職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢 60 年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなつた職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢 60 年に達する日以後に適用される雇用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(勤務延長に関する経過措置)

- 4 理事長は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの規則による改正前の公立大学法人富山県立大学教職員就業規則（以下「旧就業規則」という。）第 23 条第 2 項又は第 3 項の規定により勤務することとされ、かつ、旧就業規則勤務延長期限（同条の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧就業規則勤務延長職員」という。）について、旧就業規則勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、この規則による改正後の公立大学法人富山県立大学教職員就業規則（以下「新就業規則」という。）第 23 条第 2 項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して 1 年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧就業規則勤務延長職員に係る旧就業規則第 23 条第 3 項に規定する定年退職日の翌日から起算して 3 年を超えることができない。
- 5 理事長は、基準日（令和 5 年 4 月 1 日、令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新就業規則定年（新就業規則第 22 条第 2 項に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新就業規則定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧就業規則第 22 条第 2 項に規定

する定年）を超える職（基準日における新就業規則定年が新就業規則第 22 条第 2 項本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職に、基準日から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間に新就業規則第 23 条第 2 項又は第 3 項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新就業規則定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧就業規則第 22 条第 2 項に規定する定年）に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 6 新就業規則第 23 条第 4 項及び第 5 項の規定は、附則第 4 項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の再雇用に関する経過措置）

- 7 理事長は、次に掲げる者のうち、年齢 65 年に達する日以後における最初の 3 月 31 日（以下この項から附則第 13 項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧就業規則定年（旧就業規則第 22 条第 2 項に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧就業規則定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績等により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

（1）施行日前に旧就業規則第 22 条第 2 項の規定により退職した者

（2）旧就業規則第 23 条第 2 項又は第 3 項の規定により勤務した後退職した者

（3）25 年以上勤続して施行日前に退職した者（前 2 号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にある者

（4）施行日前に退職した者（前 3 号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、旧就業規則再雇用（公立大学法人富山県立大学就業規則第 24 条第 1 項の規定により採用することをいう。）又は暫定再雇用（この項、次項、附則第 12 項又は附則第 13 項の規定により採用することをいう。次項第 5 号において同じ。）をされたことがある者

- 8 令和 14 年 3 月 31 日までの間、理事長は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新就業規則定年に達している者を、従前

の勤務実績等により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新就業規則第22条第2項の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新就業規則第23条第2項又は第3項により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新就業規則第24条の2の規定により採用された者のうち、採用の日から定年退職日相当日までとする任期が満了したことにより退職した者

(4) 施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にある者

(5) 施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再雇用をされたことがある者

9 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

10 暫定再雇用職員（附則第7項、附則第8項、附則第12項又は附則第13項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再雇用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再雇用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

11 理事長は、附則第9項の規定により暫定再雇用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再雇用職員の同意を得なければならない。

12 理事長は、附則第7項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新就業規則第24条の2に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧就業規則定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧就業規則定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧就業規則定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績に基づく選考により、1年を超えない範囲

内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 13 令和 14 年 3 月 31 日までの間、理事長は、附則第 8 項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新就業規則定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新就業規則定年をいう。）に達している者（新就業規則第 24 条の 2 の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績に基づく選考により、1 年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 14 前 2 項の場合においては、附則第 9 項から附則第 11 項までの規定を準用する。

（定年前再雇用短時間勤務職員に関する経過措置）

- 15 理事長は、基準日（令和 7 年 4 月 1 日、令和 9 年 4 月 1 日、令和 11 年 4 月 1 日及び令和 13 年 4 月 1 日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の 3 月 31 日までの間、基準日における新就業規則定年相当年齢が基準日の前日における新就業規則定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新就業規則定年相当年齢が新就業規則第 22 条第 2 項に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職（以下この項において「新就業規則原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新就業規則第 24 条の 2 に規定する年齢 60 年以上退職者となった者（基準日前から新就業規則第 23 条第 2 項又は第 3 項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新就業規則原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新就業規則定年相当年齢に達している者を、新就業規則第 24 条の 2 の規定により採用することができず、新就業規則原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、定年前再雇用短時間勤務職員のうち基準日の前日において同日における当該新就業規則原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新就業規則定年相当年齢に達している定年前再雇用短時間勤務職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

公立大学法人富山県立大学研究倫理規準

平成 27 年 4 月 1 日制定
平成 30 年 2 月 27 日一部改正
平成 31 年 4 月 1 日一部改正
令和元年 7 月 22 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正
令和 6 年 4 月 1 日一部改正
令和 6 年 10 月 1 日一部改正

1 基本的な考え方

富山県立大学は、「先端技術」「環境・資源」「人間」の 3 つの課題を柱としながら、持続可能な社会の実現と真に豊かな人間生活の創造に寄与する、世界水準の独創的な研究を進めることを基本目標のひとつに掲げている。

大学における研究が公共の福祉の増進に寄与し、継続的に進展を遂げるためには、研究の自由と研究者の自治が保障されなければならないが、これらはあくまで社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的認知を得るものである。

このため、研究者には、社会に対する説明責任を果たし、研究と社会の健全な関係の構築と維持に自覚的に参画するとともに、その行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立することが求められている。

この規準は、本学の研究が社会からの信頼を得つつ適正に推進されるよう、本学の研究者が研究を遂行する上で遵守すべき事項を定める。

2 研究者の定義

この規準において「研究者」とは、本学の専任教員のほか、本学において研究活動に従事する全ての者をいい、学生であっても、研究に関わるときは、これに含まれるものとする。

3 研究者の責務

3-1 基本的事項

3-1-1 研究者は、本学の使命の実現に向け、各人の自覚に基づいた高い倫理的規範のもとに、良心と信念に従い誠実に行動しなければならない

ない。

- 3-1-2 研究者は、人間の尊厳と基本的人権を尊重しなければならない。
また、人種、性、地位、思想・宗教などによって個人を差別してはならない。
- 3-1-3 研究者は、我が国の法令及び本学の諸規程のほか、国際的に認められた規範、規約、条約等を遵守しなければならない。
- 3-1-4 研究者は、自己研鑽に努め、常にその能力を最高水準に保つようにしなければならない。また、科学技術と社会・自然環境の関係を広い視野から理解するように努め、自らが関与する研究が一般社会や人々に与える影響を常に謙虚に自覚しなければならない。
- 3-1-5 研究者は、異なる学問分野等に係る固有の文化や価値観等の理解に努め、それらを尊重しなければならない。
- 3-1-6 研究者は、行動規範や研究費の事務処理ルールに関するコンプライアンス研修会及び研究倫理教育を受講しなければならない。

3-2 研究計画の立案・実施

- 3-2-1 研究者は、研究計画の立案・提案に当たっては、過去に行われた研究業績の調査・把握に努め、誠実に自己のアイデアや手法の独創性・新規性を確認しなければならない。また、他者の独創性・新規性は、尊重しなければならない。
- 3-2-2 研究者は、共同研究者が相互に独立した対等の研究者であることを理解し、互いの学問的立場を尊重しなければならない。また、教員は、学生が研究活動に加わる時は、その者が不利益を被らないように十分配慮しなければならない。
- 3-2-3 研究者は、自ら携わる研究の意義と役割を公開・説明するものとする。
- 3-2-4 研究者は、研究成果の公表に当たっては、研究方法等を他の研究者が追試、検証できるようできるだけ具体的に提示しなければならない。また、自らの専門領域における相互評価・監査（ピアレビュー）に積極的に関与するものとする。
- 3-2-5 研究者は、研究によって社会や人類に好ましくない影響を及ぼす可能性が生じた場合は、研究途中であっても、その研究を続行するか否かについて慎重に検討しなければならない。
- 3-2-6 研究者は、産学官連携に携わるに当たっては、大学の本来の使命である教育・研究をおろそかにするような利益相反行為の防止に努めなければならない。

3-3 研究における研究対象者の意思の尊重（インフォームド・コンセント）

- 3-3-1 研究者が、人の思想信条、財産状況、社会環境や心身の状況等の個人に関する情報・データの提供を受けての研究及び人を被験者とする研究（以下「人を対象とする研究」という。）を行うときは、当該研究の対象となる者（以下「研究対象者」という。）に対して、その目的及び意義、情報・データの収集及び利用の方法並びに研究対象者が被る可能性のある不利益について十分説明しなければならない。
- 3-3-2 研究者は、研究対象者に対し、不利益を受けることなくいつでも人を対象とする研究への協力を中止し又は協力の同意を撤回する権利を有することを説明しなければならない。
- 3-3-3 研究者は、研究対象者が上記の説明内容を理解したことを確認した上で、自由意思により同意した旨を、原則として文書で確認するものとする。
- 3-3-4 人を対象とする研究を行うに当たっては、関係法令・規程等及び富山県立大学「人を対象とする研究」倫理審査規程を遵守して行わなければならない。

3-4 資料・データ等の適切な方法による収集・管理

- 3-4-1 研究者は、資料やデータ等の収集に当たっては、科学的かつ一般的に妥当と考えられる方法・手段により行わなければならない。
- 3-4-2 研究者は、研究によって生じたデータ、実験・観察ノート、実験試料・試薬等の研究データ等を研究が終了若しくは中止したとき又は研究に基づく論文等が公表された時のいずれか遅い時期から、研究によって生じたデータ及び実験・観察ノートは10年間、その他の研究データは5年間、善良なる管理者の注意義務をもって保存し、開示の必要性及び相当性が認められる場合は、これを開示しなければならない。なお、関係法令・規程等に保存期間の定めのある場合は、それに従うものとする。また、個人に関する情報・データについては、研究対象者との合意を得た期間とする。
- 3-4-3 研究記録は、研究者の当該研究活動の経過を具体的に示す大切な証拠であり、権利確保のためにも必ず作成し、適正に保管しなければならない。

3-5 個人情報の保護

- 3-5-1 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に扱われるべきものであり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき利用目的の明確化、内容の正確性の確保等その適正な取り扱いに努めなければならない。
- 3-5-2 研究者は、研究対象者に関する情報の管理に万全を期すとともに、職務上知り得た個人情報を本人の承諾なくして他に提供してはならない。また、その職を辞した後も同様とする。
- 3-5-3 研究者は、研究の推進上研究対象者に関する個人情報の取扱いを外部に委託するときは、委託先に安全管理の方法の明確化と個人情報保護の徹底を義務付けなければならない。
- 3-5-4 研究者は、個人情報の取扱いに関する苦情等には誠実に対応しなければならない。

3-6 研究機器・薬品等の安全管理

- 3-6-1 研究者は、研究実験において研究装置・機器、薬品、各種材料等を用いるときは、関係法令・規程等を遵守し、その安全管理に努めなければならない。
- 3-6-2 研究者は、研究実験の過程で生じた残滓物、廃棄物、使用済みの薬品・材料等については、責任を持って処理しなければならない。

3-7 動物実験、遺伝子組換え実験等における安全管理

動物実験、遺伝子組換え実験等については、関係法令・規程等及びそれぞれ次に掲げる学内規程を遵守して行わなければならない。

(1) 動物実験

富山県立大学における動物実験等に関する規程

(2) 遺伝子組換え実験

富山県立大学遺伝子組換え実験等安全管理規程

(3) 放射性同位元素の取扱い及び管理

富山県立大学放射線障害予防規程

(4) 核燃料物質の計量及び管理

公立大学法人富山県立大学工学部核燃料物質計量管理規程

3-8 研究成果の公表等

- 3-8-1 研究者は、研究遂行中において適宜進捗状況の自己点検を行い、研究対象者等からの研究の進捗状況の問い合わせ等に対しては、誠実に対応しなければならない。
- 3-8-2 研究者は、研究の成果を広く社会に還元するため公表しなければならない。ただし、特許権の取得等合理的な理由がある場合は、相当の期間、公表しないものとするができる。
- 3-8-3 研究者は、研究成果の公表に当たっては、先行研究を精査し尊重するとともに、他者の知的財産を侵害してはならない。
- 3-8-4 研究者は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、ねつ造、改ざん、又は盗用等の不正な行為をしてはならない。
- ・ねつ造：存在しないデータ、研究結果等を作成すること
 - ・改ざん：研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること
 - ・盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること
- 3-8-5 研究成果の公表における不適切な引用、引用の不備、自己に都合のよい誤解を生じる表現等は、不正行為とみなされる恐れがあるので、研究者は、適切な引用及び真摯な表現をしなければならない。
- 3-8-6 研究成果の公表に当たっては、当該研究に直接関与し、その結果に責任を負う者を著者・共著者としなければならない。

3-9 研究費の適切な管理

- 3-9-1 研究者は、研究費の原資が学生納付金、国・地方公共団体等からの補助金、財団・企業等からの助成金・寄附金等によって賄われていることを深く認識し、研究費の適正な使用・管理に努めなければならない。
- 3-9-2 研究者は、研究費の使用に当たっては、関係法令、当該補助金等の使用規則等及び公立大学法人富山県会計規程、公立大学法人富山県立大学契約取扱事務細則を遵守しなければならない。
- 3-9-3 研究費に関する証拠書類等については、公立大学法人富山県立大学文書管理規程等に基づき所定の期間、適切に管理・保存しなければならない。

3-10 他者の業績評価における留意事項

- 3-10-1 研究者は、他の研究者の業績評価に関わり知り得た情報を自己又は第三者の利益のために不正に利用したり、他に漏らしてはならない。
- 3-10-2 研究者が審査員として他の研究者の業績評価を行うときは、評価に恣意的な観点を混入してはならない。また、求められている評価が自己の能力を超えていたり、利害関係があるため公正な評価が困難であると判断するときは、審査員を辞退すべきである。

4 大学の責務

4-1 責任と権限の明確化

大学及び研究活動に関わる者の責任と権限の明確化を図るため、次に定める者を法人に置く。

- 4-1-1 法人全体を統括するとともに、研究活動について最終責任を負う者として、最高管理責任者を置き、理事長をもって充てる。
- 4-1-2 最高管理責任者を補佐し、研究活動について法人全体を統括する実質的な権限と責任を持つ者として、統括管理責任者を置き、学長をもって充てる。
- 4-1-3 研究費の運営・管理について、実質的な責任と権限を持つ者として、コンプライアンス推進責任者を置き、部局の長をもって充てる。
- 4-1-4 研究倫理に関する意識の高揚及びに知識の定着・更新を図るための実質的な責任と権限を持つ者として、研究倫理教育責任者を置き、学長が指名する副学長をもって充てる。

4-2 啓発・研修の実施

最高管理責任者は、研究者及び事務職員等に対し、行動規範や研究費の事務処理ルールに関するコンプライアンス研修会及び研究倫理教育を定期的に実施し、受講者に誓約書等の提出を求めるものとする。

4-3 富山県立大学研究倫理委員会の設置等

4-3-1 本学は、本規準に関する違反行為（以下「違反行為」という。）が行われていることを知った者及び当該違反行為により不当又は不公正な扱いを受けている者からの相談・通報を受け付ける窓口を設置する。ただし、相談・通報は、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他不正の目的のものであってはならない。通報窓口及び不正行為等に係る調査手続きに関し必要な事項は、別に定める。

4-3-2 本規準の運用に関する事項の審議及び違反行為に対する事実関係の調査等の適切な対応を行うため、富山県立大学研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

4-3-3 本規準に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

4-4 違反行為が認められた者に対する措置

本学は、委員会の調査の結果により違反行為が認められた者に対して適切な措置をとるものとする。

5 事務

この規準に関する事務は、事務局経営企画課が行う。

6 補則

この規準に定めるもののほか、この規準の施行に関して必要な事項は、別に定める。

公立大学法人富山県立大学研究活動行動規範

平成 27 年 4 月 1 日制定

令和元年 7 月 22 日一部改正

富山県立大学は、「先端技術」「環境・資源」「人間」の 3 つの課題を柱としながら、持続可能な社会の実現と真に豊かな人間生活の創造に寄与する、世界水準の独創的な研究を進めることを基本目標のひとつに掲げている。

大学における研究が公共の福祉の増進に寄与し、継続的に進展を遂げるためには、研究の自由と研究者の自治が保障されなければならないが、これらはあくまで社会からの信頼と負託を前提として、初めて社会的認知を得るものである。

このため、研究者には、社会に対する説明責任を果たし、研究と社会の健全な関係の構築と維持に自覚的に参画するとともに、その行動を自ら厳正に律するための倫理規範を確立することが求められている。

この規範は、本学の研究が社会からの信頼を得つつ適正に推進されるよう、本学の研究者が研究を遂行する上で遵守すべき事項を定めるものである。

第1章 定義

(研究者の定義)

- 1 この規範において「研究者」とは、本学の専任教員のほか、本学において研究活動に従事する全ての者をいい、学生であっても、研究に関わるときは、これに含まれるものとする。

(教職員の定義)

- 2 この規範において「教職員」とは、本学に従事する全ての教員及び職員をいう。

第2章 研究者の責務

(研究者の責任)

- 3 研究者は、自らが生み出す専門知識や技術の質を担保する責任を有する。

(研究者の姿勢)

- 4 研究者は、常に正直、誠実に判断、行動し、研究活動によって生み出される知の正確さや正当性を科学的に示す最善の努力を払う。

(社会の中の研究者)

- 5 研究者は、科学・技術と社会・自然との関係を広い視野から理解し、安心安全・環境負荷の低減・省エネルギー社会の実現に向けて適切に行動す

る。

- 6 公的研究資金の使用にあたっては、研究者および構成員は様々な課題の達成に向けた社会の期待があることを常に自覚する。

(説明と公開)

- 7 研究者は、自らが携わる研究の意義と役割を認識し、必要に応じて積極的に説明すると共に、その研究が人間、社会、環境に及ぼし得る影響や起こし得る変化を評価し、その結果を中立性・客観性をもって公表し、社会との建設的な対話を築くように努める。
- 8 研究者は、自らの研究の成果が、悪用される可能性もあることを認識し、研究の実施、成果の公表にあたっては、社会に許容される適切な手段と方法を選択する。

第3章 研究倫理の確立

(研究活動)

- 9 研究者は、自らの研究の立案・計画・申請・実施・報告などの過程において、本規範の趣旨に沿って誠実に行動する。

(研究不正の防止)

- 10 研究者は、研究成果としての製品や論文などを公表することで、各自が果たした役割に応じて功績の認知を得るとともに責任を負わなければならない。研究によって生じたデータ、実験・観察ノートは10年間、その他の研究データは5年間保存するなど、厳正な取扱いを徹底し、必要に応じて開示するものとする。研究者間の役割分担や責任の明確化、ねつ造、改ざん、盗用、二重投稿などの不正を為さず、また、これに加担・隠ぺい等を行わない。
- 11 研究者は、研究倫理の確立に向けて自律的に行動しなければならない。

第4章 法令の遵守等

(法令の遵守)

- 12 研究者は、研究の実施、研究費の使用等にあたっては、法令や関係規則を遵守する。

(差別の排除)

- 13 研究者は、研究・人材育成・学会活動において、社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、障害等によって個人を差別せず、科学的方法に基づき公平に対応して、個人の自由と人格を尊重する。

(利益相反)

- 14 研究者は、自らの研究、審査、評価、判断、助言などにおいて、個人と組織、あるいは異なる組織間の利益の衝突に十分に注意を払い、適切に対応

する。

第5章 教職員の責務

(教職員の責任)

- 15 教職員は、研究者とともに研究活動の推進を担うという責任を自覚し、本規範及び法令や関係規則を遵守しながら、本学における研究活動の支援等を適切に行う。
- 16 教職員は、不正行為の防止に継続的に取り組むとともに、不正を為さず、また、これに加担・隠ぺい等を行わない。

2027・2028(令和9・10)年度 富山県立大学射水キャンパス時間割表(大学院(工学研究科・情報工学研究科))

博士前期課程(工学研究科・情報工学研究科)

<前期>

専攻	機械システム	電気電子	環境・社会基盤	生物・医薬品	データサイエンス	情報システム	知能ロボット
月	1	熱流体工学基礎: 特別演習Ⅰ	特別演習Ⅰ				知的生産加工学
	2	N205					A301
	3	高分子・複合材料学	応用コンクリート工学		情報数理工学		
	4	N205	N204	特別演習Ⅰ	A301	UIデザイン	
	5		廃棄物資源学			A307	
	6		N203			3次元メディア表現	
	7					A306	
	8	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究		特別研究
	9						
	10						
火	1	集積回路特論			形式手法	IoT特論	
	2	A307			A301	A306	
	3	特別演習Ⅰ	電子デバイス工学基礎	土壌水圏科学	応用生物情報学		光センシング法
	4	電気電子専攻教員	A307	N203	K132		A306
	5	特別演習Ⅱ	大気環境学	特別演習Ⅱ	特別演習Ⅰ	特別演習Ⅰ	特別演習Ⅰ
	6		N203				
	7						
	8	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究
	9						
	10						
水	1	固体力学・設計生産工学基礎	光・電波・システム工学基礎	水資源システム論	酵素化学工学	応用数学	音響情報処理
	2	N204 情報基盤センター 2F7C2室	A306	N210	K132	N205	A307
	3	固体力学特論	ナノマテリアルデバイス特論	環境モデリング	バイオ医薬品工学1	医用画像特論	知的情報工学特論
	4	K132	A306	N203	N212-WS1	N210	A307
	5		電子工学データ処理・解析基礎	特別演習Ⅱ	製薬化学工学1	特別演習Ⅱ	特別演習Ⅱ
	6		A306		N204		A307
	7						
	8	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究
	9						
	10						
木	1	材料設計加工工学基礎	パワーデバイス工学	環境計画論		テレビジョンシステム学、マイクロセンサ工学	
	2	N212	A301	N203		A307	A306
	3	数理科学		土木事業施工論	機能性食品工学	先端機械学習	
	4	N204		N203	K136	A306	
	5						
	6	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究
	7						
	8						
	9					特別演習Ⅱ	特別演習Ⅱ
	10					特別演習Ⅱ	特別演習Ⅱ
金	1	特別演習Ⅱ		高度実践英語			
	2			F128			
	3	特別研究	高度実践英語	環境技術システム論	微生物工学	高度実践英語	高度実践英語
	4		F128	N205	K132	A306	A307
	5	高度実践英語			高度実践英語	高度実践英語	ネットワークロボティクス
	6	F128			□/A301	A306	N208
	7	技術経営概論					
	8	L204					
	9						
	10						
集中講義			インターンシップ				

<後期>

専攻	機械システム	電気電子	環境・社会基盤	生物・医薬品	データサイエンス	情報システム	知能ロボット
月	1	特別演習Ⅰ		特別演習Ⅰ		インタラクティブシステム論	
	2					田川 A306	
	3	エネルギー移動・変換工学特論	通信工学特論	大気物理化学	バイオ医薬品工学2		知能ロボット工学特論
	4	A301	A307	N212	N202		A306
	5		特別演習Ⅰ	物質循環解析学	特別演習Ⅰ	最適化モデリング	
	6			N212		A306	
	7						
	8	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究
	9						
	10						
火	1	製品開発・設計特論	電波工学特論	流域保全学	植物機能工学	シミュレーションモデリング	アドバンスロボットモーションコントロール
	2	A301	A306	N203	K132	A307	N205
	3	熱流体力学特論	機能材料物性特論	特別演習Ⅱ		特別研究	特別研究
	4	N205	A306	応用河海工学	特別演習Ⅱ	特別演習Ⅰ	特別演習Ⅰ
	5		特別演習Ⅱ				
	6			N208			
	7					上級統計分析	認知情報科学
	8					A307	A306
	9	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究
	10						
水	1	特別演習Ⅱ	システム制御論	応用土質工学		身体性認知科学特論	三次元応用計測
	2		A306	N212		井上	F106
	3	熱工学特論	光計測工学	環境エネルギーシステム学	応用生物プロセス学	データビジュアライゼーション	
	4	A307	WS1	N204	K132	F226	
	5				生物有機化学		システム開発工学
	6				N202	A301	
	7						
	8						
	9	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究
	10						
木	1	CAD/CAM特論	量子マテリアル工学	環境応用生態学		計算機構成論	
	2	A301	A306	N212		A307	
	3	設計生産工学特論(★)		環境政策学	製薬化学工学2	アルゴリズム特論	量子コンピュータ特論
	4	A306		N210	N203	F226	A307
	5						
	6	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究	特別研究
	7						
	8						
	9					特別演習Ⅱ	特別演習Ⅱ
	10					特別演習Ⅱ	特別演習Ⅱ
金	1			建設マネジメント論		道的システムのデザイン	先端半導体物性
	2			N204		A307	A306
	3	金属構造材料科学		環境リスク管理工学		科学技術論	
	4	F128		N203		□/F226	
	5	科学技術論					
	6	□/F226					
	7						
	8						
	9						
	10						
集中講義							

博士後期課程(情報工学研究科)

専攻		情報工学専攻
金	7	分野横断型特別講義
	8	神谷 L201

- ※ は、令和5(2023)年度以前入学者のみ対象の科目です。
※ (★) は、令和6(2024)年度以降入学者のみ対象の科目です。
※ □ ……遠隔授業により実施する科目
※ 詳細な日程及び使用教室等については随時掲示版にてお知らせします。
※ 演習Ⅰ、Ⅱ及び特別研究は都合の良い時間に行う。

時間割	(1)、(2)	9:00～10:30	(7)、(8)	14:50～16:20
	(3)、(4)	10:40～12:10	(9)、(10)	16:30～18:00
	(5)、(6)	13:10～14:40		

- ※ ……遠隔授業により実施する科目

2027・2028(令和9・10)年度 富山県立大学射水キャンパス時間割表(学部前期)

[illegible]

集中講義他	キヤリア形成 ⁽³⁾ キヤリアセンター教員(※「キヤリア形成」の開講日については、掲示板で最新の情報を確認すること)																	【医薬品】 生体構造論 特別講義 (詳細別途掲示)															
	(機械システム)		(電気電子)		(環境・社会基盤)		(生物工学)		(医薬品工学)		(データサイエンス)		(情報システム)		(知能ロボット)		(機械システム)		(電気電子)		(環境・社会基盤)		(生物工学)		(医薬品工学)		(データサイエンス)		(情報システム)		(知能ロボット)		
	4/11(月)9-10限 (大講義室)		4/15(金)7-8限 (大講義室)		4/18(金)9-10限 (大講義室)		4/19(金)7-8限 (大講義室)												キヤリア形成(通称O) 5/18(木) 7-8限														
	4/25(月)9-10限 (小教養)		4/20(木) 7-8限		4/20(木)9-10限 (小教養)		4/19(木)7-8限		4/28(木)7-8限										インターンシップA・B														
	5/2(月)9-10限 (小教養)				4/27(木)9-10限 (小教養)														インターンシップB・C														
																			【再履修】 機械		【再履修】 電気電子		【再履修】 環境・社会基盤		【再履修】 生物		【再履修】 医薬品		【再履修】 情報システム (情報コース)		【再履修】 知能		
																			電気・電気電子関係 (※細・電気電子関係)		バイオインフォマティクス (日曜別途掲示)		生体構造論 特別講義 (日曜別途掲示)		医療情報学 (日曜別途掲示)		医療情報学 (日曜別途掲示)						
	【マーク・色分けの意味】 (講義室) □ …指定の講義室で、 這兩講義を受講																																
	…必修科目																																
	…再履修科目																																
	9:00 ~ 9:45 (1) 10:40 ~ 11:25 (3) 13:10 ~ 13:55 (5) 14:50 ~ 15:35 (7) 16:30 ~ 17:15 (9) 18:10 ~ 18:55 (11) 9:45 ~ 10:30 (2) 11:25 ~ 12:10 (4) 13:55 ~ 14:40 (6) 15:35 ~ 16:20 (8) 17:15 ~ 18:00 (10) 18:55 ~ 19:40 (12)																	※ 旧カリキュラムの再履修生用クラスは、配当学年の欄に濃い色の網かけで記載してありますので注意してください。 ※ 卒業研究(週12時間)は、各自、空き時間に行う。															

2027・2028(令和9・10)年度 富山県立大学射水キャンパス時間割表(学部後期)

1年次（2027入学）										2年次（2026入学）										3年次（2025入学）										4年次（2024入学）																										
学科	機械システム	電気電子	環境・社会基盤	生物	医薬品	データサイエンス	情報システム	知能ロボット	看護	機械システム	電気電子	環境・社会基盤	生物	医薬品	データサイエンス	情報システム	知能ロボット	機械システム	電気電子	環境・社会基盤	生物	医薬品	データサイエンス	情報システム	知能ロボット	専修/電気電子/医療/医薬品	その他																													
月	1	英語基礎3 (専・情・生・D) N203 F228 F128 F127	コンピュータ基礎 N205	地理情報システム F108	英語基礎3 (専・情・生・D) C205 F227 N208		英語基礎4 (専・情・生・D) N207 F128	物理学Ⅱ L204	体力科学 大講義室	【再履修】 材料力学3 F321	ネットワーク工学 N211	環境水質学2 N210		医薬品有機化学 N201	コンピュータネットワーク N202		設計工学 N213	【再履修】 プラスチック加工工学 L203	高周波電磁波工学 L201 (伝送工学)	河川・沿岸工学 N212 (河海工学)	機体分析化学3 F108 (バイオ計測基礎)	分析化学2 W8室	ビッグデータプログラミング W8室	オペレーティングシステム N209	半導体工学 F101	卒業研究 卒業研究2	卒業研究2																													
	2	【再履修】英語基礎3(1～2履)・N202																																																						
	3	工業数学2 L201	英語基礎3 (知・電・理・医) F127 F228 N203	英語基礎3 (知・電・理・医) C205 F227	有機化学2 F226	英語基礎4 (知・電・理・医) N207 F128		情報数学2 F221	英語基礎4 (知・電・理・医) N207 F128	日本国憲法 N204 哲学 N201	機械制御工学 F108	光工学 N211	水環境学2 L204	分子生物学2 K136	薬理学1 K132	計測工学 F321	通信方式 F108	技術英語 F101	電磁工学 N205 (電波情報工学)	物質環境解析実習 N210	経路有機化学 F121	医薬品プロセス化学 N208	ビッグデータプログラミング実習 W8室	卒業研究1	計測工学 N213																															
	4	【再履修】英語基礎3(3～4履)・N202																																																						
	5	機械製作実習		環境水質実習1		化学Ⅱ F128	統計代教2 F321	日本語表現法 F101	数学Ⅱ N213	情報科学 N209	流体力学Ⅰ F108 (流体力学)	パワーエレクトロニクス基礎 N210 (パワーエレクトロニクス)		バイオインフォマティクス概論 K136	データサイエンス特別演習1 大講義室	企業特別講義 F121	キャリアアップ特別講義 F221	流体機械 F106	卒業研究1	土木施工管理 N211	卒業研究1	技術英語 N204 (授業実習2)	卒業研究1		ロボット設計工学 L201 学生実験室																															
	6	バスケット工学	微分方程式 F321 (工業数学2)	学生実験室 (環境)	有機化学2 N203	プログラミングⅠ 大講義室	工業力学 N208	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204	英語 F228, N207 コミュニケーション演習 L204																											
	7																																																							
	8																																																							
	9																																																							
	10																																																							
	11																																																							
	12																																																							
火	1	ドイツ語Ⅱ(2クラス) F128			ドイツ語Ⅱ(2クラス) F228 F128	コンピュータソフトウェア N207	読解解析学 F101	ドイツ語Ⅱ(2クラス) F228 F128		機械要素Ⅰ F106	環境論Ⅰ N210	環境論Ⅱ N210		環境論Ⅲ N210	データベース論 N213		環境論Ⅳ N210	英語特別演習4 (専・情・生・D) CF126 CF127 CF128 CF129 CF130 CF131 CF132 CF133 CF134 CF135 CF136 CF137 CF138 CF139 CF140 CF141 CF142 CF143 CF144 CF145 CF146 CF147 CF148 CF149 CF150 CF151 CF152 CF153 CF154 CF155 CF156 CF157 CF158 CF159 CF160 CF161 CF162 CF163 CF164 CF165 CF166 CF167 CF168 CF169 CF170 CF171 CF172 CF173 CF174 CF175 CF176 CF177 CF178 CF179 CF180 CF181 CF182 CF183 CF184 CF185 CF186 CF187 CF188 CF189 CF190 CF191 CF192 CF193 CF194 CF195 CF196 CF197 CF198 CF199 CF200 CF201 CF202 CF203 CF204 CF205 CF206 CF207 CF208 CF209 CF210 CF211 CF212 CF213 CF214 CF215 CF216 CF217 CF218 CF219 CF220 CF221 CF222 CF223 CF224 CF225 CF226 CF227 CF228 CF229 CF230 CF231 CF232 CF233 CF234 CF235 CF236 CF237 CF238 CF239 CF240 CF241 CF242 CF243 CF244 CF245 CF246 CF247 CF248 CF249 CF250 CF251 CF252 CF253 CF254 CF255 CF256 CF257 CF258 CF259 CF260 CF261 CF262 CF263 CF264 CF265 CF266 CF267 CF268 CF269 CF270 CF271 CF272 CF273 CF274 CF275 CF276 CF277 CF278 CF279 CF280 CF281 CF282 CF283 CF284 CF285 CF286 CF287 CF288 CF289 CF290 CF291 CF292 CF293 CF294 CF295 CF296 CF297 CF298 CF299 CF300 CF301 CF302 CF303 CF304 CF305 CF306 CF307 CF308 CF309 CF310 CF311 CF312 CF313 CF314 CF315 CF316 CF317 CF318 CF319 CF320 CF321 CF322 CF323 CF324 CF325 CF326 CF327 CF328 CF329 CF330 CF331 CF332 CF333 CF334 CF335 CF336 CF337 CF338 CF339 CF340 CF341 CF342 CF343 CF344 CF345 CF346 CF347 CF348 CF349 CF350 CF351 CF352 CF353 CF354 CF355 CF356 CF357 CF358 CF359 CF360 CF361 CF362 CF363 CF364 CF365 CF366 CF367 CF368 CF369 CF370 CF371 CF372 CF373 CF374 CF375 CF376 CF377 CF378 CF379 CF380 CF381 CF382 CF383 CF384 CF385 CF386 CF387 CF388 CF389 CF390 CF391 CF392 CF393 CF394 CF395 CF396 CF397 CF398 CF399 CF400 CF401 CF402 CF403 CF404 CF405 CF406 CF407 CF408 CF409 CF410 CF411 CF412 CF413 CF414 CF415 CF416 CF417 CF418 CF419 CF420 CF421 CF422 CF423 CF424 CF425 CF426 CF427 CF428 CF429 CF430 CF431 CF432 CF433 CF434 CF435 CF436 CF437 CF438 CF439 CF440 CF441 CF442 CF443 CF444 CF445 CF446 CF447 CF448 CF449 CF450 CF451 CF452 CF453 CF454 CF455 CF456 CF457 CF458 CF459 CF460 CF461 CF462 CF463 CF464 CF465 CF466 CF467 CF468 CF469 CF470 CF471 CF472 CF473 CF474 CF475 CF476 CF477 CF478 CF479 CF480 CF481 CF482 CF483 CF484 CF485 CF486 CF487 CF488 CF489 CF490 CF491 CF492 CF493 CF494 CF495 CF496 CF497 CF498 CF499 CF500 CF501 CF502 CF503 CF504 CF505 CF506 CF507 CF508 CF509 CF510 CF511 CF512 CF513 CF514 CF515 CF516 CF517 CF518 CF519 CF520 CF521 CF522 CF523 CF524 CF525 CF526 CF527 CF528 CF529 CF530 CF531 CF532 CF533 CF534 CF535 CF536 CF537 CF538 CF539 CF540 CF541 CF542 CF543 CF544 CF545 CF546 CF547 CF548 CF549 CF550 CF551 CF552 CF553 CF554 CF555 CF556 CF557 CF558 CF559 CF560 CF561 CF562 CF563 CF564 CF565 CF566 CF567 CF568 CF569 CF570 CF571 CF572 CF573 CF574 CF575 CF576 CF577 CF578 CF579 CF580 CF581 CF582 CF583 CF584 CF585 CF586 CF587 CF588 CF589 CF590 CF591 CF592 CF593 CF594 CF595 CF596 CF597 CF598 CF599 CF600 CF601 CF602 CF603 CF604 CF605 CF606 CF607 CF608 CF609 CF610 CF611 CF612 CF613 CF614 CF615 CF616 CF617 CF618 CF619 CF620 CF621 CF622 CF623 CF624 CF625 CF626 CF627 CF628 CF629 CF630 CF631 CF632 CF633 CF634 CF635 CF636 CF637 CF638 CF639 CF640 CF641 CF642 CF643 CF644 CF645 CF646 CF647 CF648 CF649 CF650 CF651 CF652 CF653 CF654 CF655 CF656 CF657 CF658 CF659 CF660 CF661 CF662 CF663 CF664 CF665 CF666 CF667 CF668 CF669 CF670 CF671 CF672 CF673 CF674 CF675 CF676 CF677 CF678 CF679 CF680 CF681 CF682 CF683 CF684 CF685 CF686 CF687 CF688 CF689 CF690 CF691 CF692 CF693 CF694 CF695 CF696 CF697 CF698 CF699 CF700 CF701 CF702 CF703 CF704 CF705 CF706 CF707 CF708 CF709 CF710 CF711 CF712 CF713 CF714 CF715 CF716 CF717 CF718 CF719 CF720 CF721 CF722 CF723 CF724 CF725 CF726 CF727 CF728 CF729 CF730 CF731 CF732 CF733 CF734 CF735 CF736 CF737 CF738 CF739 CF740 CF741 CF742 CF743 CF744 CF745 CF746 CF747 CF748 CF749 CF750 CF751 CF752 CF753 CF754 CF755 CF756 CF757 CF758 CF759 CF760 CF761 CF762 CF763 CF764 CF765 CF766 CF767 CF768 CF769 CF770 CF771 CF772 CF773 CF774 CF775 CF776 CF777 CF778 CF779 CF780 CF781 CF782 CF783 CF784 CF785 CF786 CF787 CF788 CF789 CF790 CF791 CF792 CF793 CF794 CF795 CF796 CF797 CF798 CF799 CF800 CF801 CF802 CF803 CF804 CF805 CF806 CF807 CF808 CF809 CF810 CF811 CF812 CF813 CF814 CF815 CF816 CF817 CF818 CF819 CF820 CF821 CF822 CF823 CF824 CF825 CF826 CF827 CF828 CF829 CF830 CF831 CF832 CF833 CF834 CF835 CF836 CF837 CF838 CF839 CF840 CF841 CF842 CF843 CF844 CF845 CF846 CF847 CF848 CF849 CF850 CF851 CF852 CF853 CF854 CF855 CF856 CF857 CF858 CF859 CF860 CF861 CF862 CF863 CF864 CF865 CF866 CF867 CF868 CF869 CF870 CF871 CF872 CF873 CF874 CF875 CF876 CF877 CF878 CF879 CF880 CF881 CF882 CF883 CF884 CF885 CF886 CF887 CF888 CF889 CF890 CF891 CF892 CF893 CF894 CF895 CF896 CF897 CF898 CF899 CF900 CF901 CF902 CF903 CF904 CF905 CF906 CF907 CF908 CF909 CF910 CF911 CF912 CF913 CF914 CF915 CF916 CF917 CF918 CF919 CF920 CF921 CF922 CF923 CF924 CF925 CF926 CF927 CF928 CF929 CF930 CF931 CF932 CF933 CF934 CF935 CF936 CF937 CF938 CF939 CF940 CF941 CF942 CF943 CF944 CF945 CF946 CF947 CF948 CF949 CF950 CF951 CF952 CF953 CF954 CF955 CF956 CF957 CF958 CF959 CF960 CF961 CF962 CF963 CF964 CF965 CF966 CF967 CF968 CF969 CF970 CF971 CF972 CF973 CF974 CF975 CF976 CF977 CF978 CF979 CF980 CF981 CF982 CF983 CF984 CF985 CF986 CF987 CF988 CF989 CF990 CF991 CF992 CF993 CF994 CF995 CF996 CF997 CF998 CF999 CF1000 CF1001 CF1002 CF1003 CF1004 CF1005 CF1006 CF1007 CF1008 CF1009 CF1010 CF1011 CF1012 CF1013 CF1014 CF1015 CF1016 CF1017 CF1018 CF1019 CF1020 CF1021 CF1022 CF1023 CF1024 CF1025 CF1026 CF1027 CF1028 CF1029 CF1030 CF1031 CF1032 CF1033 CF1034 CF1035 CF1036 CF1037 CF1038 CF1039 CF1040 CF1041 CF1042 CF1043 CF1044 CF1045 CF1046 CF1047 CF1048 CF1049 CF1050 CF1051 CF1052 CF1053 CF1054 CF1055 CF1056 CF1057 CF1058 CF1059 CF1060 CF1061 CF1062 CF1063 CF1064 CF1065 CF1066 CF1067 CF1068 CF1069 CF1070 CF1071 CF1072 CF1073 CF1074 CF1075 CF1076 CF1077 CF1078 CF1079 CF1080 CF1081 CF1082 CF1083 CF1084 CF1085 CF1086 CF1087 CF1088 CF1089 CF1090 CF1091 CF1092 CF1093 CF1094 CF1095 CF1096 CF1097 CF1098 CF1099 CF1100 CF1101 CF1102 CF1103 CF1104 CF1105 CF1106 CF1107 CF1108 CF1109 CF1110 CF1111 CF1112 CF1113 CF1114 CF1115 CF1116 CF1117 CF1118 CF1119 CF1120 CF1121 CF1122 CF1123 CF1124 CF1125 CF1126 CF1127 CF1128 CF1129 CF1130 CF1131 CF1132 CF1133 CF1134 CF1135 CF1136 CF1137 CF1138 CF1139 CF1140 CF1141 CF1142 CF1143 CF1144 CF1145 CF1146 CF1147 CF1148 CF1149 CF1150 CF1151 CF1152 CF1153 CF1154 CF1155 CF1156 CF1157 CF1158 CF1159 CF1160 CF1161 CF1162 CF1163 CF1164 CF1165 CF1166 CF1167 CF1168 CF1169 CF1170 CF1171 CF1172 CF1173 CF1174 CF1175 CF1176 CF1177 CF1178 CF1179 CF1180 CF1181 CF1182 CF1183 CF1184 CF1185 CF1186 CF1187 CF1188 CF1189 CF1190 CF1191 CF1192 CF1193 CF1194 CF1195 CF1196 CF1197 CF1198 CF1199 CF1200 CF1201 CF1202 CF1203 CF1204 CF1205 CF1206 CF1207 CF1208 CF1209 CF1210 CF1211 CF1212 CF1213 CF1214 CF1215 CF1216 CF1217 CF1218 CF1219 CF1220 CF1221 CF1222 CF1223 CF1224 CF1225 CF1226 CF1227 CF1228 CF1229 CF1230 CF1231 CF1232 CF1233 CF1234 CF1235 CF1236 CF1237 CF1238 CF1239 CF1240 CF1241 CF1242 CF1243 CF1244 CF1245 CF1246 CF1247 CF1248 CF1249 CF1250 CF1251 CF1252 CF1253 CF1254 CF1255 CF1256 CF1257 CF1258 CF1259 CF1260 CF1261 CF1262 CF1263 CF1264 CF1265 CF1266 CF1267 CF1268 CF1269 CF1270 CF1271 CF1272 CF1273 CF1274 CF1275 CF1276 CF1277 CF1278 CF1279 CF1280 CF1281 CF1282 CF1283 CF1284 CF1285 CF1286 CF1287 CF1288 CF1289 CF1290 CF1291 CF1292 CF1293 CF1294 CF1295 CF1296 CF1297 CF1298 CF1299 CF1300 CF1301 CF1302 CF1303 CF1304 CF1305 CF1306 CF1307 CF1308 CF1309 CF1310 CF1311 CF1312 CF1313 CF1314 CF1315 CF1316 CF1317 CF1318 CF1319 CF1320 CF1321 CF1322 CF1323 CF1324 CF1325 CF1326 CF1327 CF1328 CF1329 CF1330 CF1331 CF1332 CF1333 CF1334 CF1335 CF1336 CF1337 CF1338 CF1339 CF1340 CF1341 CF1342 CF1343 CF1344 CF1345 CF1346 CF1347 CF1348 CF1349 CF1350 CF1351 CF1352 CF1353 CF1354 CF1355 CF1356 CF1357 CF1358 CF1359 CF1360 CF1361 CF1362 CF1363 CF1364 CF1365 CF1366 CF1367 CF1368 CF1369 CF1370 CF1371 CF1372 CF1373 CF1374 CF1375 CF1376 CF1377 CF1378 CF1379 CF1380 CF1381 CF1382 CF1383 CF1384 CF1385 CF1386 CF1387 CF1388 CF1389 CF1390 CF1391 CF1392 CF1393 CF1394 CF1395 CF1396 CF1397 CF1398 CF1399 CF1400 CF1401 CF1402 CF1403 CF1404 CF1405 CF1406 CF1407 CF1408 CF1409 CF1410 CF1411 CF1412 CF1413 CF1414 CF1415 CF1416 CF1417 CF1418 CF1419 CF1420 CF1421 CF1422 CF1423 CF1424 CF1425 CF1426 CF1427 CF1428 CF1429 CF1430 CF1431 CF1432 CF1433 CF1434 CF1435 CF1436 CF1437 CF1438 CF1439 CF1440 CF1441 CF1442 CF1443 CF1444 CF1445 CF1446 CF1447 CF1448 CF1449 CF1450 CF1451 CF1452 CF1453 CF1454 CF1455 CF1456 CF1457 CF1458 CF1459 CF1460 CF1461 CF1462 CF1463 CF1464 CF1465 CF1466 CF1467 CF1468 CF1469 CF1470 CF1471 CF1472 CF1473 CF1474 CF1475 CF1476 CF1477 CF1478 CF1479 CF1480 CF1481 CF1482 CF1483 CF1484 CF1485 CF1486 CF1487 CF1488 CF1489 CF1490 CF1491 CF1492 CF1493 CF1494 CF1495 CF1496 CF1497 CF1498 CF1499 CF1500 CF1501 CF1502 CF1503 CF1504 CF1505 CF1506 CF1507 CF1508 CF1509 CF1510 CF1511 CF1512 CF1513 CF1514 CF1515 CF1516 CF1517 CF1518 CF1519 CF1520 CF1521 CF1522 CF1523 CF1524 CF1525 CF1526																																						

キヤリア形成論⁽¹²⁾ キヤリアセンター教員(注「キヤリア形成論」の原稿日については、後述如き確認のこと)

【建設システム】	【電気電子】	【環境・社会基盤】	【生物】	【医薬品】	【P・サイエンス】	【情報システム】	【知能ロボット】	【建設システム】	【電気電子】	【環境・社会基盤】	【生物】	【医薬品】	【P・サイエンス】	【情報システム】	【知能ロボット】	【建設システム】	【電気電子】	【環境・社会基盤】	【生物】	【医薬品】	【P・サイエンス】	【情報システム】	【知能ロボット】
10/5(金) 8-10限(奇数席)	10/14(金) 1-2限	10/5(金) 5-6限(奇数席)	10/13(金) 7-8限	10/11(金) 9-10限				10/27(木) 5-6限	11/1(金) 9-10限	10/28(金) 5-6限						10/17(月) 9-10限(偶数席)	10/26(金) 9-10限(偶数席)	10/7(月) 5-6限(奇数席)	10/17(月) 7-8限	10/12(金) 5-6限			
10/19(金) 8-10限(偶数席)		10/15(金) 5-6限(偶数席)						11/6(金) 7-8限(奇数席)	11/13(金) 8-10限(奇数席)	11/18(金) 7-8限	11/16(金) 7-8限	11/14(月) 7-8限											
12/18(金) 9-10限(奇数席)	1/20(金) 1-2限	12/21(金) 5-6限(奇数席)	1/18(金) 7-8限	12/23(金) 9-10限				11/13(金) 8-10限(偶数席)	11/22(月) 8-10限(偶数席)							10/21(月) 8-10限(偶数席)	10/14(金) 5-10限(偶数席)	10/14(金) 5-6限(偶数席)					
1/18(金) 8-10限(偶数席)		1/1(金) 5-6限(偶数席)						1/18(月) 8-10限(奇数席)	12/20(金) 9-10限(奇数席)	12/25(金) 9-10限(奇数席)	1/18(金) 3-4限	1/18(月) 7-8限				11/7(月) 9-10限(奇数席)	11/8(金) 9-10限(奇数席)	11/4(金) 5-6限(奇数席)	11/7(月) 7-8限	11/5(金) 3-4限			
								1/23(月) 8-10限(偶数席)	1/24(金) 8-10限(偶数席)							11/14(月) 9-10限(偶数席)		11/11(金) 5-6限(偶数席)					

【マーク・色分けの意味】

(講義室) □ ……指定の講義室で、遠隔講義を受講 □ ……必修科目 □ ……再履修科目

※ 旧カリキュラムの再履修生用クラスは、配当学年の欄に濃い色の網かけで記載してありますので注意してください。
※ 卒業研究(週12時間)は、各自、空き時間に行う。

(1) データサイエンス専攻及び情報工学専攻（データサイエンス分野）

	洋/和	雑誌名	出版社
1	洋	IEEE Transactions on Systems, Man, and Cybernetics: Systems	IEEE
2	洋	ACM Digital Library（コンソーシアムパッケージ）	Association for Computing Machinery
3	洋	Pattern Recognition	Elsevier
4	洋	Theoretical Computer Science	Elsevier
5	洋	Journal of Symbolic Computation	Elsevier
6	洋	IEEE Transactions on Biometrics, Behavior, and Identity Science	IEEE
7	洋	IEEE Transactions on medical Imaging	IEEE
8	和	計測自動制御学会論文集	計測自動制御学会

(2) 情報システム工学専攻及び情報工学専攻（情報システム工学分野）

	洋/和	雑誌名	出版社
1	洋	IEEE-CSDL（パッケージ）	IEEE
2	洋	IEEE Transactions on Control of Network Systems	IEEE
3	洋	Clinical Neurophysiology	Elsevier
4	洋	Photonic Network Communications	Springer Nature
5	洋	Theory of Computing Systems	Springer Nature
6	和	電子情報通信学会年会費（冊子体学会誌付き）	電子情報通信学会
7	和	IEICE Transactions Online 学会誌（EJ版）	電子情報通信学会
8	和	IEICE Transactions Online 論文誌（和）	電子情報通信学会
9	和	IEICE Transactions Online 論文誌（洋）	電子情報通信学会
10	和	IEICE Transactions Online 大会講演論文、国際会議論文	電子情報通信学会
11	和	Software Design	技術評論社
12	和	インターフェース（増刊を含まない）	CQ出版社
13	和	情報処理学会論文誌（サイトライセンス）	情報処理学会
14	和	日経コンピュータ	日経B P社
15	和	日経ソフトウェア	日経B P社
16	和	日経NETWORK	日経B P社

(3) 知能ロボット工学専攻及び情報工学専攻（知能ロボット工学分野）

	洋/和	雑誌名	出版社
1	洋	Transactions of ASME: Journal of Biomechanical Engineering	ASME
2	洋	The CIRP Annals: Manufacturing Technology	Elsevier
3	洋	Journal of Manufacturing Processes	Elsevier
4	洋	IEEE Transactions on Automation Science and Engineering	IEEE
5	洋	IEEE Transactions on Robotics	IEEE
6	洋	IEEE Transactions on Control Systems Technology	IEEE
7	洋	Manufacturing Engineering Magazine	Society of Manufacturing Engineers
8	洋	Neural Computation	The MIT Press
9	洋	IEEE Transactions on Intelligent Transportation Systems	IEEE
10	洋	Journal of Micromechanics and Microengineering	IOP Science
11	洋	Measurement Science & Technology	IOP Science
12	洋	Precision Engineering	Elsevier
13	洋	Journal of Voice	Elsevier
14	洋	Lab on a Chip	Royal Society of Chemistry
15	洋	International Journal of Electrical Machining (IJEM)	電気加工学会
16	和	映像情報メディア学会技術報告	映像情報メディア学会
17	和	オプトロニクス	オプトロニクス社
18	和	音楽音響研究会資料	音楽音響研究会
19	和	型技術	日刊工業新聞社
20	和	技報アーカイブ (ESS/NLS)	電子情報通信学会
21	和	技報アーカイブ (ISS)	電子情報通信学会
22	和	建築音響研究会資料	建築音響研究会
23	和	光学	日本光学会
24	和	生体医工学	日本生体医工学会
25	和	生体の科学	医学書院
26	和	騒音・振動研究会資料	騒音・振動研究会
27	和	総合リハビリテーション	医学書院
28	和	聴覚研究会資料	日本音響学会
29	和	電気加工学会誌	電気加工学会
30	和	電気学会論文誌A	電気学会
31	和	電気学会論文誌C	電気学会
32	和	電気学会論文誌D	電気学会
33	和	トランジスタ技術	CQ出版社
34	和	トランジスタ技術SPECIAL	CQ出版社
35	和	日経デザイン	日経B P社
36	和	日経ものづくり	日経B P社
37	和	日本音響学会誌	日本音響学会
38	和	日本バーチャルリアリティ学会 学会誌・大会論文集セット	日本バーチャルリアリティ学会
39	和	モーターファン・イラストレーテッド	三栄書房
40	和	リハビリテーション医学	リハビリテーション医学会
41	和	日経Robotics	日経B P社

富山県立大学教育研究審議会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人富山県立大学定款（以下「定款」という。）第 23 条第 1 項に規定する教育研究審議会（以下「教育研究審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 教育研究審議会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 学長
- (2) 工学部長
- (3) 情報工学部長
- (4) 看護学部長
- (5) 工学研究科長
- (6) 看護学研究科長
- (7) 看護学専攻科長
- (8) 学生部長
- (9) 入試・学生募集部長
- (10) 附属図書館長
- (11) 地域連携センター所長
- (12) キャリアセンター所長
- (13) 情報基盤センター所長
- (14) 生物・医薬品工学研究センター所長
- (15) DX 教育研究センター所長
- (16) 事務局長

2 学則第 8 条第 3 項の規定により副学長を置く場合には、当該副学長を委員とする。

3 前 2 項に規定する者のほか、学長が指名する教職員を委員に加えることができる。

(招集)

第 3 条 教育研究審議会は、定款第 24 条の規定により、学長が招集する。

2 教育研究審議会は、原則として、毎月 1 回定例の会議を開くものとする。

(会議)

第 4 条 教育研究審議会に議長を置き、学長をもって充てる。

2 議長は、教育研究審議会を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ、議長の指名を受けた委員がその職務を

代理する。

4 教育研究審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

5 教育研究審議会の議事は、議長を含む出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 学長が必要と認めるときは、委員以外の者を教育研究審議会に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。ただし、議決に加わる権利は有しない。

(会議の非公開)

第6条 教育研究審議会の会議は、非公開とする。

(議事録)

第7条 議長は、議事録を作成しなければならない。

第8条 前条の議事録及び会議の審議資料は、公開しない。ただし、教育研究審議会の議決により公開することができる。

(庶務)

第9条 教育研究審議会の庶務は、経営企画課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、教育研究審議会の運営に関し必要な事項は、教育研究審議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

富山県立大学大学院工学研究科教務委員会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 富山県立大学大学院に工学研究科教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 工学研究科の教育課程及び授業に関すること。
- (2) 工学研究科の試験及び単位認定に関すること。
- (3) その他工学研究科の教務の実施に関する重要事項

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 富山県立大学大学院工学研究科長
- (2) 工学研究科の専攻ごとに選出された委員 2 人（うち 1 人は教授とする。）
- (3) その他学長が指名する者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

2 委員会に副委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

(運営)

第 6 条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議は非公開とする。

5 委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、委員会の議決により公開することができる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 公立大学法人富山県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 27 年富山県条例第 3 号）に基づき廃止される前の富山県立大学大学院教務委員会のうち、専攻ごとに選出された委員で平成 26 年 4 月 1 日に委員に就任した者の任期は、第 4 条の規定にかかわらず平成 28 年 4 月 1 日までとする。

附 則

この規程は、令和４年９月１日から施行する。

富山県立大学大学院工学研究科入試・学生募集委員会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 富山県立大学大学院工学研究科に、入試・学生募集委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を担当する。

- (1) 入学試験の企画及び実施に関すること
- (2) 学生募集に関すること
- (3) その他入学者の選抜に関し必要と認められること

(組織)

第 3 条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 副入試・学生募集部長（工学研究科の専任の教授に限る。）
- (2) 専攻ごとに選出する各 2 人（ただし、生物・医薬品工学専攻は 3 人）の教員（教授又は准教授に限る。）
- (3) 事務局長
- (4) その他学長が指名する者

(任期)

第 4 条 前条第 2 号に掲げる委員の任期は、2 年（ただし、総合工学専攻は 1 年）とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(業務の制限)

第 5 条 大学 4 年次に達する者又は大学院への入学を志願する者が配偶者又は 2 親等以内の親族にある委員は、第 2 条第 1 号に掲げる事項に関する業務に就くことはできない。

2 前項に規定する委員の配偶者又は 2 親等以内の親族が本学大学院への入学者選抜試験に志願しないことが明らかになった場合は、当該委員は、第 2 条第 1 号に掲げる事項に関する業務に就くことができる。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 委員会に委員長を置き、学長が委員のうちから指名する。

2 委員会に副委員長を置き、委員長が委員のうちから指名する。

(運営)

第 7 条 委員会は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、非公開とする。

6 委員会の会議に係る 審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、委員会の議決により公開することができる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

附則

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 公立大学法人富山県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成27年富山県条例第3号）に基づき廃止される前の富山県立大学大学院工学研究科入試・学生募集委員のうち、専攻ごとに選出する教員で平成26年4月1日に委員に就任した者の任期は、第4条本文の規定にかかわらず平成28年3月31日までとする。ただし再任を妨げない。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

富山県立大学学生委員会規程

平成 27 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 富山県立大学に学生委員会（以下「全学委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第 2 条 全学委員会は、学生に関する次に掲げる事項を担当する。

(1) 課外活動及び厚生補導等に関すること。

(2) 賞罰に関すること。

(3) 保健管理等に関すること。

(組織)

第 3 条 全学委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 学生部長

(2) 副学生部長 学部ごとに 1 人

(3) 工学部の各学科及び教養教育センターが選出した委員各 1 人

(4) 情報工学部の各学科が選出した委員各 1 人

(5) 看護学部看護学科が選出した委員 1 人

(6) 工学研究科の各専攻が選出した委員（第 3 号又は第 4 号の委員と兼ねることができる。）各 1 人

(7) 看護学研究科が選出した委員（第 2 号又は第 5 号の委員と兼ねることができる。）1 人

(8) 看護学専攻科が選出した委員（第 2 号又は第 5 号の委員と兼ねることができる。）1 人

(9) 保健体育担当の専任の教授、准教授及び講師のうち 1 人

(10) その他学長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 前条第 3 号から第 10 号までに掲げる委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第 5 条 全学委員会に委員長を置き、学生部長をもって充てる。

2 全学委員会に副委員長 3 人を置き、副学生部長をもって充てる。

(運営)

第6条 委員長は、全学委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、学長があらかじめ指定した副委員長がその職務を代行する。

3 全学委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議は非公開とする。

5 全学委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、全学委員会の議決により公開することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を全学委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(学部委員会)

第8条 全学委員会の下に学部ごとに学部学生委員会（以下「学部委員会」という。）を設置する。

2 学部委員会は、全学委員会が指定する事項を担当する。

3 全学委員会は学部委員会の議決をもって全学委員会の議決とすることができる。

(学部委員会の組織)

第9条 学部委員会は、別表に掲げる者をもって組織する。

(学部委員会委員の任期)

第10条 学部委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の学部委員会委員の任期は前任者の残任期間とする。

(学部委員会の委員長等)

第11条 学部委員会ごとに学部委員会委員長（以下「学部委員長」という。）を置き、学長が学生部長または副学生部長のうちから指名する。

2 学部委員会ごとに学部委員会副委員長（以下「学部副委員長」という。）を置き、学長が学部委員会委員のうちから指名する。

(学部委員会の運営)

第12条 学部委員長は、当該学部委員長が所属する学部委員会を招集し、その議長となる。

2 学部委員長に事故があるときは、学部副委員長がその職務を代行する。

3 学部委員会は、学部委員会委員の過半数の出席がなければ開くことができ

ない。

4 会議は非公開とする。

5 学部委員会の会議にかかる審議資料及び会議録は、公開しない。ただし、審議資料については、学部委員会の議決により公開することができる。

6 学部委員会の運営に関するその他必要な事項は、学部委員会が別に定める。
(学部委員会委員以外の者の学部委員会への出席)

第 13 条 学部委員長が必要と認めるときは、学部委員会委員以外の者を学部委員会に出席させ、その意見を聴くことができる。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 公立大学法人富山県立大学の設立に伴う関係条例の整備に関する条例（平成 27 年富山県条例第 3 号）に基づき廃止される前の富山県立大学教務委員のうち、学科ごとに選出された委員で平成 26 年 4 月 1 日に委員に就任した者の任期は、第 4 条本文の規定にかかわらず平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし再任を妨げない。

附 則

1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 31 年 4 月 1 日に施行する前の富山県立大学学生委員会規程第 3 条(3)の規定に基づき学科ごとに選出された委員で、平成 30 年 4 月 1 日に委員に就任した者は、第 9 条別表中工学部欄(2)に定める学部委員会委員とみなし、その任期は、第 4 条本文及び第 10 条本文の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

3 第 3 条(4)の規定に基づき看護学部が選出した委員並びに第 9 条別表中看護学部欄(3)及び(4)の規定に基づき看護学分野ごとに選出された委員及びその他学長が指名した看護学部の教員で、平成 31 年 4 月 1 日に委員に就任した者の任期は、第 4 条本文及び第 10 条本文の規定にかかわらず、平成 32 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

附 則

1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 6 年 4 月 1 日に施行する前の富山県立大学学生委員会規程（以下「改正前規程」という。）第 3 条第 3 号の規定に基づき工学部の各学科が選出し

た委員で、令和 5 年 4 月 1 日に委員に就任した者は、情報工学部の委員にあつては令和 6 年 4 月 1 日に施行後の富山県立大学学生委員会規程（以下「改正後規程」という。）第 3 条第 4 号に定める委員とみなし、その任期は、改正後規程第 4 条の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。

- 3 改正後規程第 3 条第 4 号の規定に基づきデータサイエンス学科が選出した委員、同条第 7 号の規定に基づき看護学研究科が選出した委員及び同条第 8 号の規定に基づき看護学専攻科が選出した委員で、令和 6 年 4 月 1 日に委員に就任した者の任期は、改正後規程第 4 条の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 4 改正前規程第 9 条別表中工学部欄(2)に基づき工学部の各学科が選出した学部委員会委員で、令和 5 年 4 月 1 日に委員に就任した者は、情報工学部の委員にあつては改正後規程第 9 条別表中情報工学部欄(2)に定める学部学生委員とみなし、その任期は、第 10 条の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 5 改正後規程第 9 条別表中情報工学部欄(2)に掲げるデータサイエンス学科が選出した学部委員会委員、同表中看護学部欄(4)及び(5)に掲げる学部委員会委員で、令和 6 年 4 月 1 日に委員に就任した者の任期は、第 10 条の規定にかかわらず、令和 7 年 3 月 31 日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 6 令和 6 年 4 月 1 日に施行する前の富山県立大学学則（平成 27 年 4 月 1 日制定）第 3 条で置かれている工学部知能ロボット工学科及び情報システム工学科に関する事項を担当する学部委員会は第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、情報工学部とする。

別表（第9条関係）

工学部学生委員会	情報工学部学生委員会	看護学部学生委員会
(1) 工学部教員である学生部長及び副学生部長 (2) 工学部の各学科及び教養教育センターが選出した委員各1人（第3条第3号に定める委員と兼ねることができる。） (3) 工学研究科の各専攻が選出した委員各1人（第3条第6号に定める委員と兼ねることができる。） (4) 保健体育担当の専任の教授、准教授及び講師のうち1人（第3条第9号に定める委員と兼ねることができる。） (5) その他学長が指名した工学部の教員	(1) 情報工学部教員である学生部長及び副学生部長 (2) 情報工学部の各学科が選出した委員各1人（第3条第4号に定める委員と兼ねることができる。） (3) その他学長が指名した情報工学部の教員	(1) 看護学部教員である学生部長及び副学生部長 (2) 看護学生科長 (3) 看護学部看護学科が選出した委員1名（第3条第5号に定める委員と兼ねることができる。） (4) 看護学研究科が選出した委員1人（第3条第7号に定める委員と兼ねることができる。） (5) 看護学専攻科が選出した委員1人（第3条第8号に定める委員と兼ねることができる。） (6) その他学長が指名した看護学部の教員